

平成 27 年度

環境局清掃事業概要

(26 年度実績)

金 沢 市 環 境 局

目 次

第1章 総 説

1. 市 勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題・・・・・・・・ 2

第2章 組織及び人員

1. 組 織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 予算及び原価計算

1. 平成 27 年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 平成 26 年度処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 施設及び車両

1. 施設の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 車 両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 ごみ処理

1. ごみの収集・運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2. ごみの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. ごみの組成分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. ごみの処理・処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
5. 側溝の清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
6. 犬、猫等の死体処理件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
7. 不法投棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第6章 事業系廃棄物の処理

1. 事業系一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2. 産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 産業廃棄物処理業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
4. 産業廃棄物処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
5. 事業者、許可業者への立入調査・・・・・・・・・・・・ 31
6. 産業廃棄物処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第7章 し尿処理

1. 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2. 株式会社金沢環境サービス公社・・・・・・・・・・・・ 32

第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及及び広報等

1. 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
2. 3R意識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3. 広報等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
4. 減量化活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
5. 地域の美化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進・・・・・・・・ 36

金沢市清掃事業史年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第1章 総 説

1. 市 勢

本市は石川県のほぼ中央に位置しており、北は津幡町を経て景勝の地能登半島に連なり、西は日本海に面している。また、南は加賀平野となって白山市に伸び、東は1,500m以上の山が連なり富山県に接している。市街地は金沢城址を中心に広がり、南北を流れる犀川・浅野川の美しい流れと木々の緑にかこまれた「森の都」にふさわしい都市のたたずまいをみせている。

金沢の歴史は文明3年（1471年）蓮如上人が現金沢城に寺院を建立し尾山御坊と称したことに始まり、天正8年（1580年）佐久間盛政が一向一揆を討ちここに尾山城を築いた。天正11年（1583年）盛政が賤ヶ岳の戦いに敗れ、前田利家が七尾の小丸山城から入城、金沢城と改称し、以後加賀・能登・越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続けてきた。この間、一度も戦災を受けることなく金沢城石川門や土堀に囲まれた武家屋敷などが昔の姿そのままに残っており、また国指定特別名勝の兼六園は日本三名園の一つとして知られている。加賀藩は独自の文化・産業を育成したため、今でも九谷焼や大樋焼の陶磁器、蒔絵、加賀友禅、加賀象嵌、金箔などの伝統産業が栄え、また能楽、謡曲、茶道、生花なども盛んである。

明治4年の廃藩後に金沢町と称し、明治22年市制が施行された。市制施行後は県庁所在地として行政・文化・経済の中心として発展を続け、現在、行政面積468.64km²、人口464,237人、世帯数199,174世帯（平成27年4月1日現在）となっている。

この間、金沢港の開港、北陸自動車道の開通、金沢駅鉄道高架化などが実現し、現在では既成市街地の再開発など都市基盤整備を進める一方で、伝統環境の保存や都市景観の創出にも意を用い、本市の歴史的・地理的条件を生かした都市づくりに取り組んでいる。

また、平成8年4月1日には「中核市」に移行し、事務権限が強化されるなど市民サービスの向上・个性的で独自のまちづくりの推進への地盤が固まった。

一方、都市宣言として交通安全都市宣言、緑の都市宣言、平和都市宣言、景観都市宣言、世界工芸都市宣言を打ち出してきたが、平成10年には、豊かな自然と都市環境の調和を目指し、環境都市宣言をした。

表1 面積、世帯数、人口の推移

	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口増減 (人)
1926 (昭元)	16.82	33,063	150,554	26,661
1935 (昭10)	51.55	37,602	175,049	24,495
1945 (昭20)	111.09	50,309	203,020	27,971
1955 (昭30)	303.76	61,662	277,798	74,778
1965 (昭40)	458.90	85,666	337,192	59,394
1975 (昭50)	549.31	115,558	389,806	52,614
1985 (昭60)	468.09	139,661	427,447	37,641
1995 (平7)	467.77	165,947	450,414	22,967
2005 (平17)	467.77	179,946	452,995	2,581
2006 (平18)	467.77	181,416	453,222	227
2007 (平19)	467.77	183,522	455,429	2,207
2008 (平20)	467.77	185,472	456,713	1,284
2009 (平21)	467.77	187,423	458,358	1,645
2010 (平22)	467.77	189,607	460,437	2,079
2011 (平23)	467.77	191,820	461,645	1,208
2012 (平24)	467.77	193,549	461,873	228
2013 (平25)	468.22	194,625	462,361	488
2014 (平26)	468.22	196,722	463,032	1,159
2015 (平27)	468.64	199,174	464,237	1,205

※昭和50年までは各年末の推計値であり、昭和60年以降は各年4月1日現在の推計値

2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題

(1) 一般廃棄物（ごみ）

昭和30年～50年代前半における本市のごみ処理は、高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費型社会への移行に伴って急増したごみの適正な処理を確保するため、収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開してきた。

昭和50年代後半から、環境保全と資源の有効利用の必要性から、ごみの分別と資源化を施設整備と並行して進め、平成2年度には資源回収を全市に拡大した。また、分別の徹底と収集作業の安全性を確保するため、平成6年度より半透明ごみ袋を、さらに平成8年度より排出指導シール・排出禁止シールの使用を導入し、市民の排出マナーの向上とごみ処理に対する意識啓発に効果をあげている。また、世界的な金属価格の高騰などを背景に、ごみ集積場からの空き缶などの持ち去り行為が社会問題化したことから、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、平成21年4月からごみ集積場からの家庭系廃棄物（資源物）の持ち去り行為を禁止することとした。

平成26年度には、さらなるごみの減量や資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため「金沢市ごみ処理基本計画（第5期）」を策定した。

施設整備においては、ごみ焼却施設2箇所及び最終処分場である戸室新保埋立場を設置し、ごみ処理に必要な施設を確保してきた。平成24年3月に西部クリーンセンター新工場が竣工し、環境に配慮したエネルギー創出拠点として、東西クリーンセンターの名称を「西部環境エネルギーセンター」及び「東部環境エネルギーセンター」に改称した。新工場の竣工に伴い、硬質プラスチック等を燃やすごみに変更し、ごみ焼却により発生する熱を利用したサーマルリサイクルの向上を図っている。最終処分場については、次期埋立場の建設を本格化させ、平成27年度から埋立地整備及び外周道路周辺造成（西工区）に着手した。

また、平成9年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が制定され、本市においても一般廃棄物の中で大きなウェイトを占める容器包装廃棄物の資源化をより促進するため、ペットボトルに続き平成13年からは、容器包装プラスチックの全市収集を開始した。平成15年からは、ごみの発生抑制と排出者負担の公平化を図るため、粗大ごみの一部有料戸別収集制度を導入した。平成24年度に埋立ごみの一部であった小型家電類を新たに金属ごみに分別変更することで、小型家電類の再資源化の拡大を行っている。さらに北陸新幹線金沢開業に向け、平成25年度からは、まちなかを美しくするために観光地周辺での資源ごみの午前収集を実施し、平成27年度からは、小型家電類のさらなる再資源化を図るため、有料粗大ごみの一部を金属ごみに分別変更するなど、時代に即したごみ収集体制を築いている。

(2) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）

し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の普及に伴い年々減少している。収集業務は許可業者により行っているが、減少する処理量に対応するため、平成7年10月に西部衛生センターを改築した。

この施設では、し尿等に含まれているし渣や脱水後の汚泥を、隣接するごみ処理施設で焼却処分するほか、処理後の処理水及び汚泥を、同じく隣接する下水道施設で最終処理するなど、3施設を有機的に結合させて、一体的な施設として効率的な運用を図っている。

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物については、排出事業者・処理事業者に対する立入検査の実施、文書による指導、金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく処理施設の事前審査等により適正処理の確保に努めている。なお、平成17年度より、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、建設系産業廃棄物の保管場所等の届出、報告を義務付けることで、不適正保管に対する監視の強化を図っている。

第2章 組織及び人員

1. 組織

局	課 等	分 掌 事 務
環 境 局	環 境 政 策 課	1 環境行政の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設（次期廃棄物埋立場を除く）の整備計画及び建設に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 5 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 6 野生動植物の保護に関する事項 7 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項
		1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 再生可能エネルギーの導入の推進に関する事項
		1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分にに関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
		1 次期廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項
	リ サ イ ク ル 推 進 課	1 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 2 清掃職員の研修に関する事項 3 一般廃棄物の処理実施計画に関する事項 4 一般廃棄物の適正処理指導に関する事項 5 清掃思想の普及及び向上に関する事項 6 リサイクルプラザの管理運営に関する事項 7 公衆便所の維持管理に関する事項 8 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 9 ごみ等の排出指導及び啓発に関する事項（西部管理センター及び東部管理センターが所管する事項を除く） 10 臨時のごみの収集に関する事項
		1 循環型社会の形成の推進に関する事項 2 廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 4 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 5 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項
		1 西部管理センターの管理運営に関する事項 2 西部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 西部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業並びに配車に関する事項 5 西部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業時におけるごみ等の排出指導及び啓発に関する事項
		1 東部管理センターの管理運営に関する事項 2 東部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 東部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業並びに配車に関する事項 5 東部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業時におけるごみ等の排出指導及び啓発に関する事項

環 境 局	施 設 管 理 課	1 東西環境エネルギーセンターの管理運営に関する事項 2 西部衛生センターの管理運営に関する事項 3 局の管理する施設（課長が定める施設に限る）の附属施設としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 4 廃棄物焼却処理計画に関する事項 5 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
	西 部 環 境 エ ネ ル ギ ー セ ン タ ー	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	東 部 環 境 エ ネ ル ギ ー セ ン タ ー	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	西部衛生センター	1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項
	環 境 指 導 課	1 一般廃棄物処理業の許可に関する事項 2 一般廃棄物処理施設の設置許可及び設置届出の受理に関する事項 3 産業廃棄物処理業の許可に関する事項 4 産業廃棄物処理施設の設置許可及び管理に係る指導に関する事項 5 浄化槽清掃業の許可に関する事項 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 7 生活環境の保全に関する次に掲げる事項 ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 イ 大気及び水質の常時監視に関する事項 ウ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 エ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 オ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 カ 普及及び啓発に関する事項

2. 職員配置

平成27年4月1日現在（現員数）

職種		所属	環境政策課	埋立場建設事務所	戸室新保埋立場	リサイクル推進課						施設管理課	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター	西部衛生センター	環境指導課	合計
						戸室リサイクルプラザ	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	西部管理センター	東部管理センター							
行政職	局長		1														1
	部長		1			1											2
	課長			1	1	1				1	1	4	(1)	(2)	(1)	2	11
	課長補佐（係長含）		2	1		1				1	2	4	1			1	13
	主査（係長含）		3	1	1	3					1	5				2	16
	主査（管理指導員・管理班長・班長・運転長・技能長）									8	4		2	2			16
	主任主事		1			4				2	1						8
	主事		1			3											4
	主任技師											2					2
	技師			1		2						4				3	10
	再任用											1					1
	非常勤					1	2	2	2			1	1	1			10
	（清掃事業に従事しない職員）		13													9	22
	計		9	4	2	16	2	2	2	12	9	21	4	3	0	8	94
技能労務職	運転士	主査（係長・管理運転長・班長・運転長）			3	1				9	13						26
		主査（巡視指導員）				2											2
		主任運転技士			2	(1)				26	25						53
		運転技士			2	1(1)				13	14						30
		再任用				2				2	1						5
		小計	0	0	7	6	0	0	0	50	53	0	0	0	0	0	116
	業務士	主査（班長・業務長）								1	1						2
		主任業務技士								9	9						18
		主任業務士															0
		業務技士															0
		再任用								3	3						6
		小計	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0	26
	技能員	主査（技能）											7	7			14
		主任技能技士											8	12			20
		技能技士											4				4
		再任用											1	2			3
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	21	0	0	41
計		0	0	7	6	0	0	0	63	66	0	20	21	0	0	183	
合 計			9	4	9	22	2	2	2	75	75	21	24	24	0	8	277
早朝収集職員（非常勤パート）									5							5	

（ ）は兼務職員で合計には含めず

「清掃事業に従事しない職員」は合計には含めず

第3章 予算及び原価計算

1. 平成27年度当初予算

平成27年度の環境局（廃棄物部門）の当初歳出予算は、5,227,813千円であり、本市の予算（一般会計166,680,000千円）に占める割合は3.1%となっている。

(1) 主要施策

平成27年度は、市民・事業者との協働によるごみ減量化の推進や新たな収集体制の構築として、生ごみ処理機にかかる助成制度を拡充し市民団体や企業と協働で構築した生ごみリサイクル循環システムのさらなる推進を図るほか、燃やすごみの減量化と資源化を向上させるため、古紙の分別収集に向けたモデル事業を実施し、収集体制を検討する。

また、美しい都市環境の形成のため、ごみステーションにおける分別とマナー向上に対する指導体制を強化するとともに、不法投棄防止監視カメラの設置、廃棄物対策員や不法投棄監視パトロール員の活動等により、不法投棄の早期発見、早期対応及び未然防止を図る。

一方、循環型社会形成の基盤としての廃棄物処理施設の整備として、次期廃棄物埋立場の埋立地整備工事及び外周道路周辺造成工事（西工区）に着手するとともに、引き続き東部環境エネルギーセンター基幹的改良工事を実施する。

また、職員定数の削減を踏まえるとともに、時代の変化に応じて、より効率的・効果的なごみ収集体制の構築を検討していく。

① 市民・事業者との協働によるごみ減量化の推進や新たな収集体制の構築

ア 生ごみリサイクル循環システムの拡充	…………	電気式生ごみ処理機やダンボールコンポストに取り組む世帯を更に増やすため、助成制度を拡充するほか、小学校に対しての出前講座を実施し、環境教育の充実を図る。
イ 家庭ごみ有料化の検討	…………	ごみの減量化と資源化を向上させるため、フォーラムの開催等を通じて市民の意見を聴きながら、家庭ごみの有料化について検討する。
ウ 古紙の分別収集モデル事業の実施	…………	ごみステーションにおける「古紙」の分離収集に向け、町会を対象としたモデル事業を実施し、具体的な収集体制について検討する。
エ 西部環境エネルギーセンター資源搬入ステーションの開設	…………	資源ごみの保管の負担軽減とごみ出しの利便性向上のため、平日夜間や休日にも自己搬入できるステーションを開設・運営する。

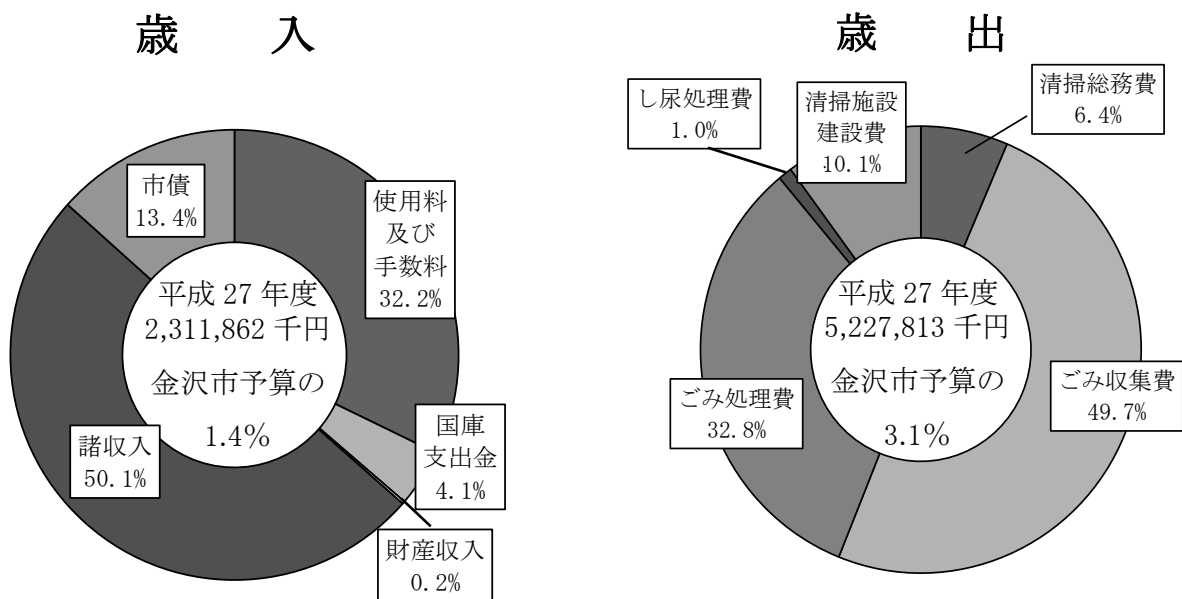
② 美しい都市環境の形成

- ア 不法投棄防止啓発対策事業 …… パネル展や街頭キャンペーンによる啓発とともに監視カメラの活用や市内全域の巡視パトロール等により、不法投棄の防止を図る。
- イ 産業廃棄物適正処理促進事業 …… 「エコアクション 21 取得支援セミナー」及び「資源循環型社会形成セミナー」を開催し、優良な産廃処理業者を育成するとともに、優良認定取得を促進する。

③ 処理施設整備の推進

- ア 次期廃棄物埋立場建設事業 …… 埋立地整備工事及び外周道路周辺造成工事（西工区）に着手。（工期）27～30 年度。
- イ 東部環境エネルギーセンター
基幹的改良事業 …… 燃焼設備等基幹的設備の改良。（工期）26～28 年度。

図 1 平成27年度環境局（清掃部門）当初予算の編成



(2) 歳入

(単位：千円)

科 目		本年度	前年度	比 較	説 明	
使 用 料 及 び 手 数 料	清 掃 使 用 料	89	78	11	廃 棄 物 処 理 施 設 敷 地 使 用 料	78
	清 掃 手 数 料	743,769	713,721	30,048	廃 棄 物 処 理 手 数 料	743,769
国 庫 支 出 金	清 掃 費 補 助 金	95,386	228,429	△133,043	循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	72,666
					社 会 資 本 整 備 金	16,720
					防 災 ・ 安 全 社 会 資 本 整 備 交 付 金	6,000
財 産 収 入	配 当 金 収 入	100	100	0	株 式 会 社 金 沢 環 境 サ ー ビ ス 公 社 配 当 金	100
	基 金 利 子 収 入	3,200	4,200	△1,000	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 積 立 基 金 利 子	3,200
	再 生 品 売 払 収 入	1,080	920	160	戸 室 リ サ イ ク ル プ ラ ザ 再 生 品 売 払 収 入	1,080
繰 入 金	基 金 繰 入 金	0	250,000	△250,000	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 積 立 基 金 繰 入 金	0
諸 収 入	清 掃 費 雑 入	1,159,138	831,520	327,618	金 属 類 処 分 収 入	173,678
					ご み 処 理 施 設 整 備 費 負 担 金	49,248
					環 境 エ ネ ル ギ ー セ ン タ ー 売 電 収 入	934,924
					自 動 車 損 害 共 済 保 険 金	200
					雇 用 保 険 料	255
					そ の 他 実 費 収 入	833
市 債	清 掃 費	309,100	433,900	△124,800	公 共 事 業 等 債	15,300
					一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	293,800
計		2,311,862	2,462,868	△151,006		

(3) 歳出

(単位：千円)

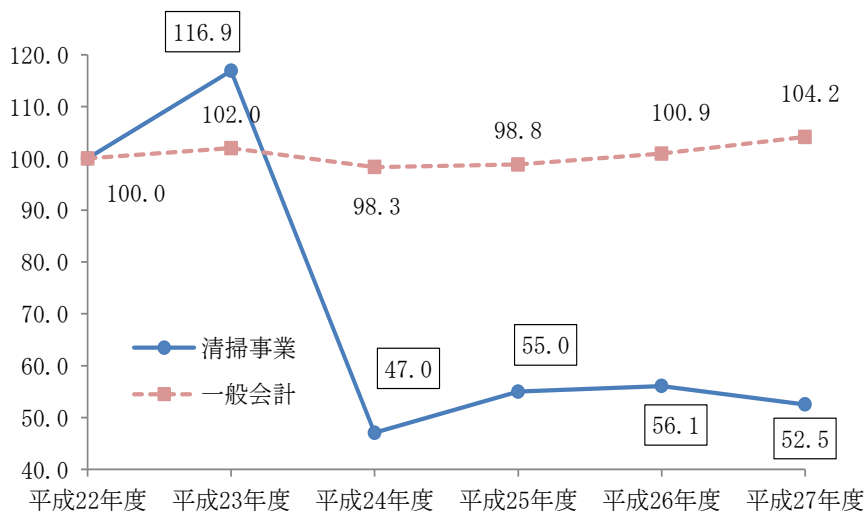
科 目		本年度	前年度	比 較	説 明	
総 務 費	一 般 管 理 費	50	210	△160	タ ク シ ー 借 上 料	50
清 掃 費	清 掃 総 務 費	334,998	328,067	6,931	職 員 費	236,991
					ご む の 発 生 ・ 排 出 抑 制 費	22,159
					ご む の 資 源 化 ・ 減 量 化 推 進 費	36,865
					ご む の 適 正 管 理 ・ 適 正 処 理 促 進 費	29,812
					一 般 経 費	9,171
	ご む 収 集 費	2,596,524	2,509,293	87,231	職 員 費	1,101,084
					定 期 ご む 収 集 費	969,820
					清 掃 車 両 購 入 費	45,440
					臨 時 ご む 収 集 費	53,857
					ご む 収 集 管 理 セ ン タ ー 費	27,804
					リ サ イ ク ル プ ラ ザ 費	398,519

科 目		本年度	前年度	比 較	説 明	
	ご み 処 理 費	1,717,527	1,762,114	△44,587	職 員 費	561,870
					環境エネルギーセンター整備運営費	596,162
					戸室新保埋立場整備運営費	459,035
					廃棄物埋立場関連費	83,560
					水銀含有廃棄物対策費	16,900
	し 尿 処 理 費	52,515	65,109	△12,594	西部衛生センター整備運営費	52,253
					公衆便所維持管理費	262
	清掃施設建設費	526,199	919,086	△392,887	職 員 費	27,252
					東部環境エネルギーセンター基幹的改良事業	332,000
					次期廃棄物埋立場建設事業費	156,349
					廃棄物処理施設整備積立基金積立金	3,200
					一 般 経 費	7,398
計		5,227,813	5,583,879	△356,066		

表 2 歳出予算の推移（年度別）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清掃事業合計(A)	9,956,221 千円	11,641,093 千円	4,682,596 千円	5,473,680 千円	5,583,879 千円	5,227,813 千円
一般会計合計(B)	160,035,000 千円	163,220,000 千円	157,390,000 千円	158,180,000 千円	161,540,000 千円	166,680,000 千円
一般会計に占める割合(A/B)	6.2 %	7.1 %	3.0 %	3.5 %	3.5 %	3.1 %
人口1人あたりの局(清掃)の予算額	21,763 円	25,210 円	10,138 円	11,839 円	12,059 円	11,261 円
1世帯あたりの局(清掃)の予算額	52,303 円	60,699 円	24,193 円	28,124 円	28,385 円	26,247 円

図 2 清掃事業合計(A)と一般会計合計(B)の経年変化(平成22年度=100)



2. 平成26年度 処理経費

表3 平成26年度経費計算表

(単位：円)

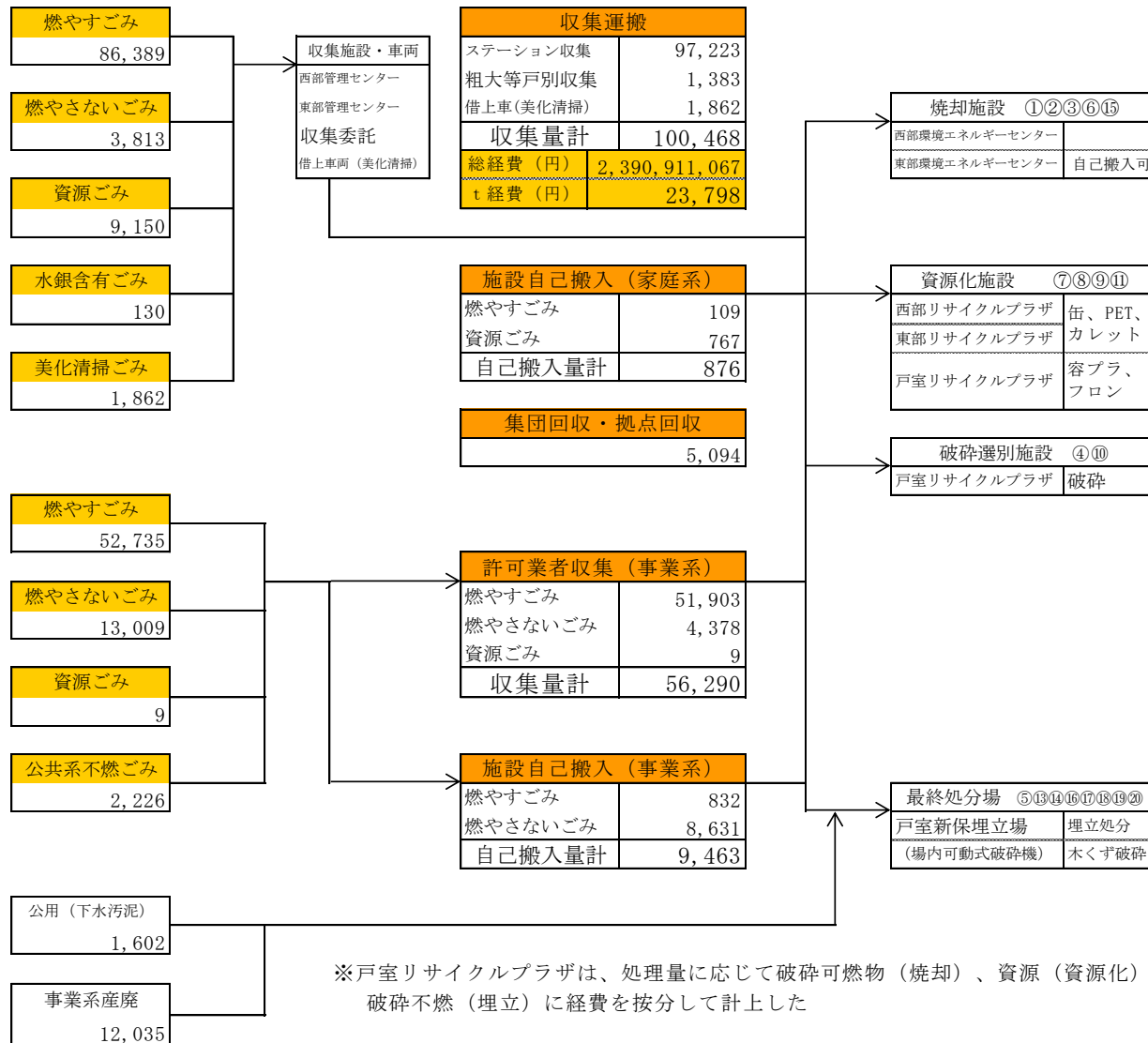
経費区分		管理部門	収集運搬部門	中間処理部門			最終処分部門※3	し尿処理部門
				資源化※1	焼却※2	合計		
人件費	報酬	2,407,000	7,044,860	14,606,380	6,546,950	21,153,330	0	0
	給料	133,295,868	585,229,569	0	245,477,453	245,477,453	35,024,400	0
	手当	78,756,623	365,418,014	0	157,580,804	157,580,804	26,531,302	0
	共済費	44,840,084	192,545,675	2,538,494	82,876,667	85,415,161	11,632,716	0
	賃金	3,185,225	3,348,400	0	0	0	199,860	0
	旅費	750,370	0	0	395,650	395,650	92,990	0
	計(1)	263,235,170	1,153,586,518	17,144,874	492,877,524	510,022,398	73,481,268	0
物件費	消耗品費	1,618,964	27,460,651	4,203,299	104,395,309	108,598,608	52,470,458	907,733
	燃料費	638,225	36,047,844	3,199,695	9,699,711	12,899,406	17,668,975	0
	印刷製本費	6,885,486	3,225,522	58,320	154,980	213,300	150,336	0
	光熱水費	0	18,344,438	20,072,273	37,629,882	57,702,155	40,593,027	1,194,975
	修繕料	185,728	33,250,215	36,488,583	141,937,445	178,426,028	72,512,963	12,636,280
	手数料	1,123,048	12,412,136	2,008,239	23,638,012	25,646,251	10,820,317	858,643
	保険料	554,843	5,180,177	169,946	2,775,151	2,945,097	729,619	0
	委託料	15,843,042	868,515,490	137,734,948	168,593,692	306,328,640	184,742,421	21,760,758
	使用料・賃借料	1,694,289	28,150,140	1,090,289	17,174,280	18,264,569	41,783,080	0
	負担金・補助金等	3,448,300	30,000	0	600,167	600,167	4,000	18,320,780
	補償・補填・賠償金等	0	0	0	0	0	0	0
	除却費	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,502,984	862,176	32,754,304	1,488,535	34,242,839	108,432	0
	計(2)	33,494,909	1,033,478,789	237,779,896	508,087,164	745,867,060	421,583,628	55,679,169
その他	起債利子	0	0	2,866,966	49,030,014	51,896,980	8,956,317	0
	建物・構築物減価償却	0	21,325,031	106,460,312	311,276,820	417,737,132	316,772,461	16,097,962
	機械・車両減価償却	2,266,133	31,990,035	82,032,784	342,627,599	424,660,383	102,486,398	39,969,488
	減価償却費計	2,266,133	53,315,066	188,493,096	653,904,419	842,397,515	419,258,859	56,067,450
	計(3)	2,266,133	53,315,066	191,360,062	702,934,433	894,294,495	428,215,176	56,067,450
経費合計(1)+(2)+(3)		298,996,212	2,240,380,373	446,284,832	1,703,899,121	2,150,183,953	923,280,072	111,746,619
控除収入		3,567,235	2,415,757	172,774,505	917,252,702	1,090,027,207	10,330,546	0
管理部門経費配分			152,946,451	18,692,179	53,760,804	72,452,983	62,392,582	7,636,961
実質処理経費			2,390,911,067	292,202,506	840,407,223	1,132,609,729	975,342,108	119,383,580
処理量(t) し尿はkl			100,468	14,280	152,906	167,186	43,950	11,630
処理原価(円/tまたはkl)			23,798	20,462	5,496	6,775	22,192	10,265

※1 資源化経費＝リサイクルプラザ費(戸室リサイクルプラザは資源化経費のみ)、金属類委託処理費、
 集団回収費等の合計

※2 焼却経費＝環境エネルギーセンター費、戸室リサイクルプラザ費(破碎焼却分)、木くず破碎費の合計

※3 最終処分経費＝埋立場費、戸室リサイクルプラザ費(破碎不燃分)

平成26年度ごみ処理フロー（収集量及び経費別） 単位：t、円



●焼却

焼却量（t）		焼却経費（円）	
① 家庭系燃やすごみ	86,389	焼却場費	761,823,111
② 事業系燃やすごみ	52,735	戸室プラザ費	4,528,222
③ 下水道汚泥混焼	4,060	埋立場破碎費	74,055,890
④ 戸室プラザ可燃物	26		
⑤ 埋立場破碎可燃物	8,533		
⑥ その他可燃物	1,163		
焼却量計	152,906	総経費	840,407,223
		t経費(円/t)	5,496

破碎可燃量含む

破碎可燃経費含む

●資源化

資源化量（t）		資源化経費（円）	
⑦ 家庭系資源ごみ	8,925	東西プラザ費	7,388,066
⑧ 水銀	130	戸室プラザ費	226,755,969
⑨ 事業系資源ごみ	9	水銀	16,323,457
⑩ 破碎資源回収	113	集団回収及び	41,735,014
⑪ 粗大ごみ再生利用品	9	委託処理費等	
⑫ 集団回収・拠点回収	5,094		
資源化量計	14,280	総経費	292,202,506
		t経費(円/t)	20,462

破碎資源化量含む

破碎資源化経費含む

●最終処分場

最終処分量（t）		最終処分経費（円）	
⑬ 家庭系燃やさないごみ	4,142	埋立費	738,064,792
⑭ 事業系燃やさないごみ	4,476	戸室プラザ費	237,277,316
⑮ 焼却残渣	17,607		
⑯ 公用（下水汚泥）	1,602		
⑰ 美化清掃ごみ	1,862		
⑱ 公共系不燃ごみ	2,226		
⑲ 事業系産廃	12,035		
⑳ 災害廃棄物	0		
最終処分総量	43,950	総経費	975,342,108
		t経費(円/t)	22,192

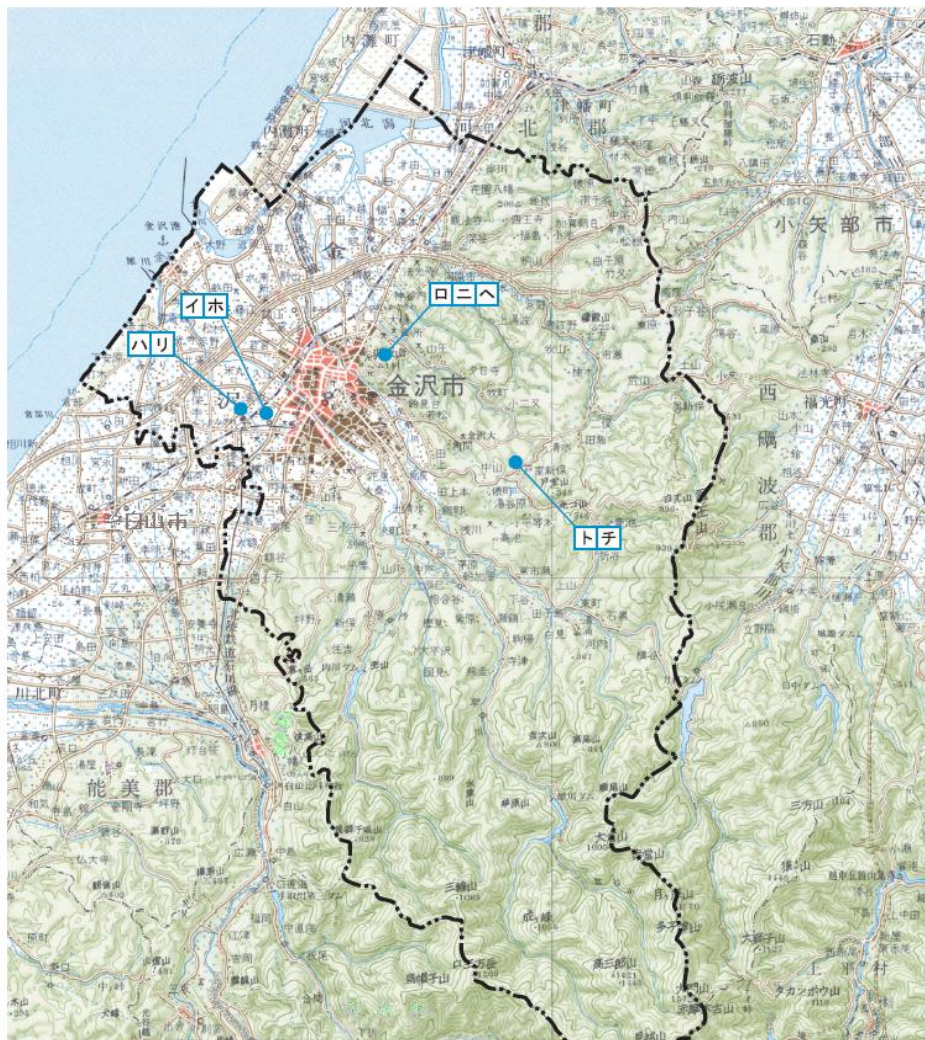
破碎埋立量含む

破碎埋立経費含む

第4章 施設及び車両

1. 施設の配置

本市のごみ処理施設は、次のとおりで、市を東西の地域に分け、それぞれに収集管理センター、焼却施設及びリサイクルプラザを配置している。また、最終処分場は両拠点からそれほど遠くない山間部に配置することで効率的なごみ処理を行っている。



「国土地理院発行の20万分の1地勢図（金沢、七尾）」

施設区分	施設名	所在地
収集管理センター	イ 西部管理センター	金沢市糸田新町1番30号
	ロ 東部管理センター	金沢市鳴和台359番地
焼却施設	ハ ^(※) 西部環境エネルギーセンター	金沢市東力町ハ3番地1
	ニ ^(※) 東部環境エネルギーセンター	金沢市鳴和台357番地
リサイクルプラザ	ホ 西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町1番30号
	ヘ 東部リサイクルプラザ	金沢市鳴和台432番地
	ト 戸室リサイクルプラザ	金沢市戸室新保ハ604番地
最終処分場	チ 戸室新保埋立場	金沢市戸室新保リ48番地1
し尿処理施設	リ 西部衛生センター	金沢市東力町ハ3番地1

※平成24年4月に「クリーンセンター」の名称を「環境エネルギーセンター」に改称

2. 施設の概要

(1) 収集管理センター

市内のごみを効率的に収集するため、市域を東西に分け、それぞれに収集管理センター（西部管理センター・東部管理センター）を設置している。ここでは、68台の収集車両と142名の収集職員により、直営収集を行っている。

なお、平成11年度より一部に委託収集を導入し、以後委託業務の拡大を図っている。

表4 管理センター一覧

名 称	西部管理センター	東部管理センター
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台359番地
竣 工 年 月 日	管理棟 昭和57年3月23日（改築） 車庫棟 平成10年7月10日	平成3年2月20日（改築）
敷 地 面 積	9,016㎡ （西部リサイクルプラザを含む）	7,431㎡
延 床 面 積	管理棟 1,922㎡ 車庫棟 1,699㎡	管理棟 1,949㎡ 車庫棟 2,390㎡
建 設 費	管理棟 449,900千円（旧車庫棟を含む） 車庫棟 314,790千円	661,466千円

(2) リサイクルプラザ

容器包装リサイクル法に対応するため、平成11年度に東西リサイクルプラザを開設した。市内で収集した缶やペットボトルを選別し資源化するとともに、処理後の圧縮成型品やカレットを再生事業者へ引き渡すまでの一時保管施設として稼働している。

また、戸室リサイクルプラザを平成15年に開設し、不燃物の破碎・選別や容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包を行う一方、市民のリサイクル活動の拠点としても活用を図り、環境教育の普及啓発に努めている。

表5 リサイクルプラザ一覧

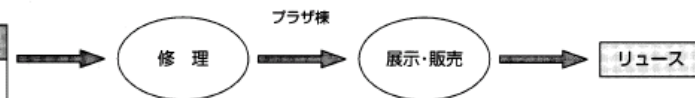
名 称		西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	戸室リサイクルプラザ	
所 在 地		金沢市糸田新町 1 番30号	金沢市鳴和台432番地	金沢市戸室新保ハ604番地	
竣 工 年 月 日		平成11年 2 月26日	平成11年 6 月22日	平成15年 6 月30日	
敷 地 面 積		9,016㎡ (西部管理センターを含む)	8,098㎡	22,590㎡	
建 物 概 要	処 理 棟	鉄骨造 3 階建 延床面積1,406㎡	鉄骨造 3 階建 延床面積1,272㎡	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 3 階建 延床面積8,079㎡	
	プ ラ ザ 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積365㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積538㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建 延床面積3,015㎡	
	ストックヤード棟	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積795㎡	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積914㎡	鉄骨造平屋建 延床面積1,200㎡	
処 理 能 力		12 t / 5 h	12 t / 5 h	91 t / 日	
処 理 対 象		缶、ペットボトル	缶、ペットボトル	粗大ごみ、埋立ごみ、 容器包装プラスチック	
貯 留 対 象		スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	プラスチック成形品、多量 ごみ、除湿機のフロンなど	
建 設 費 訳	建 設 費		1,102,601千円	1,290,365千円	6,176,820千円
	財 源 内	国 庫 補 助 金	223,993千円	261,363千円	1,476,864千円
		県 費 補 助 金	15,000千円	15,000千円	20,000千円
		起 債	638,300千円	744,800千円	4,350,900千円
		一 般 財 源	225,308千円	269,172千円	253,344千円
		そ の 他			75,712千円

処理フローシート (戸室)

【粗大ごみ】

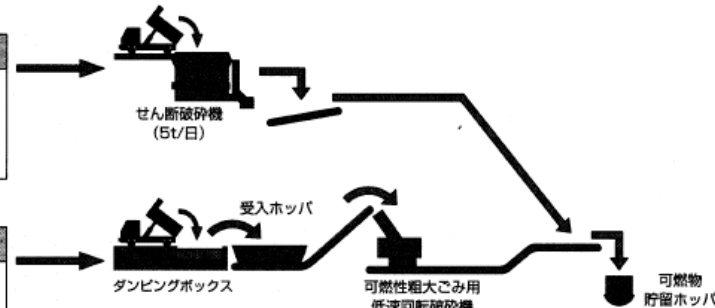
再生可能品

- 家具類 (机、椅子、タンス等)

布、繊維製品

- ふとん、マットレス、じゅうたん等

可燃性ごみ

- 再生不可能なもの



不燃性ごみ

- スチール製の机、椅子、ロッカー (再生不可能なもの)
- 家電製品 (冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機を除く)




【埋立ごみ】

不燃ごみ

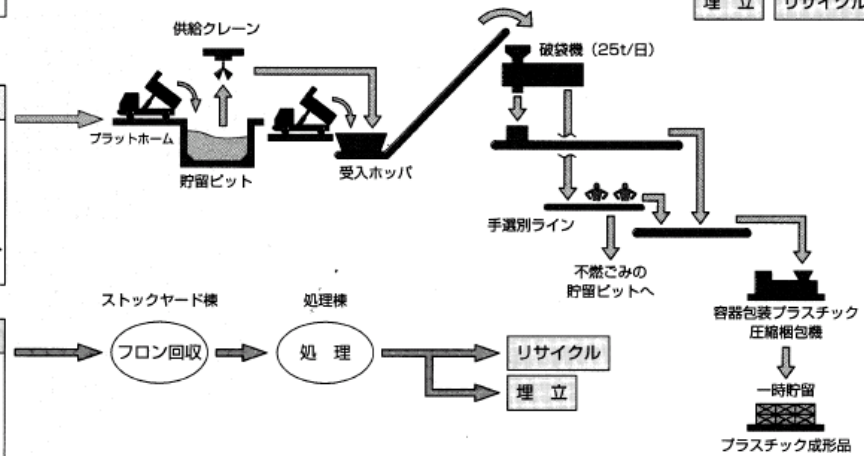
- ガラス、陶磁器、電球 等




【資源回収】

容器包装プラスチック

- レジ袋
- ポリ袋類
- 発泡スチロール容器
- プラスチック容器
- ラップ類
- カップ類
- ボトル類 等

フロン回収製品

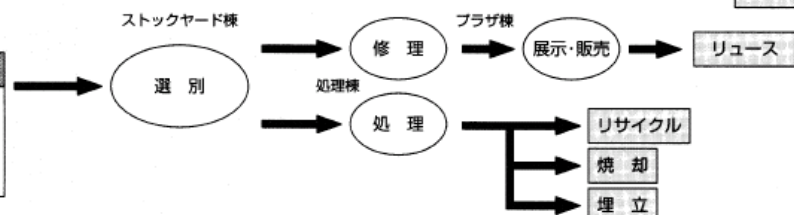
- 除湿器



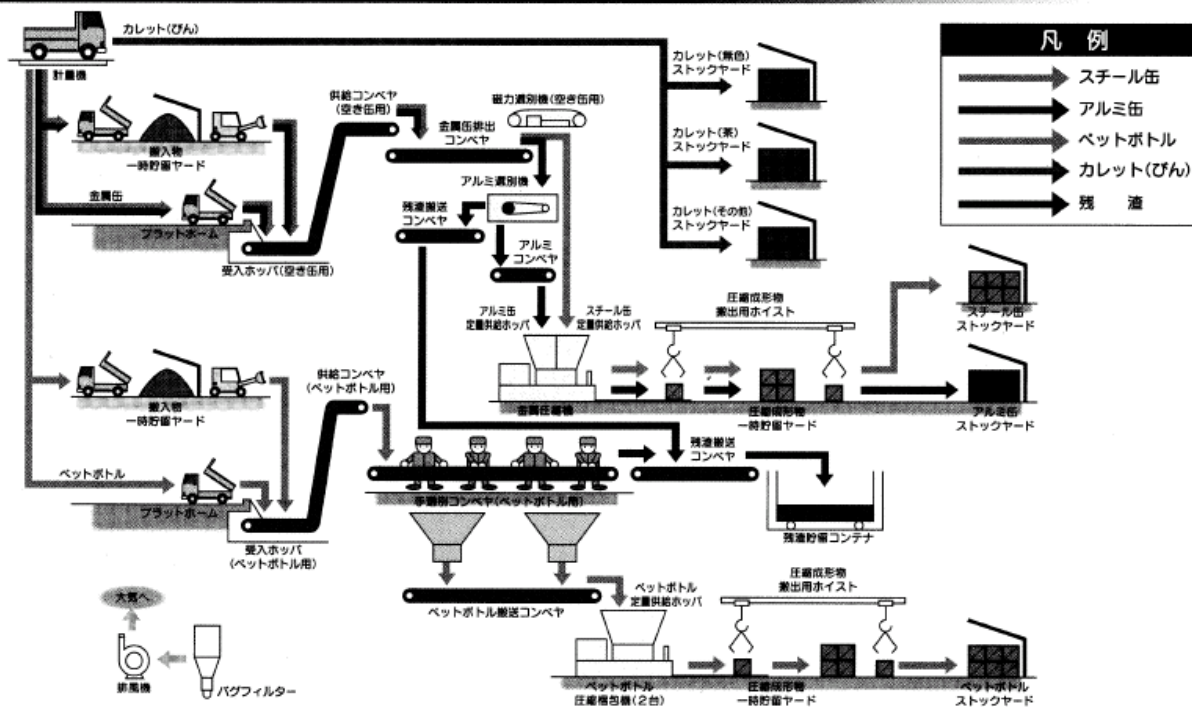

【その他】

多量ごみ

- 引越しごみ等

処理フローシート（西部・東部）



(3) ごみ焼却施設

市内から発生する燃やすごみは、平成24年稼動の西部環境エネルギーセンター（焼却能力340 t /日）及び平成3年稼動の東部環境エネルギーセンター（焼却能力250 t /日）において焼却処理している。

西部環境エネルギーセンターは、昭和55年から稼動していた旧工場の老朽化に伴い、平成21年3月から建設に着手し、平成24年3月に竣工したものである。旧工場では、平成8年度より、隣接する下水道終末処理施設からパイプ輸送される脱水汚泥を混焼してきており、新工場でもコンベア搬送される乾燥下水汚泥を混焼し、周辺施設と連携した効率的な処理を推進している。

両環境エネルギーセンターとも、有害ガス除去装置や飛灰固化装置などにより公害防止に万全を期しているほか、コンピューター制御により運転管理の省力化を図っている。

また、ごみ焼却熱をボイラーにより蒸気として回収し発電及び熱供給に利用しており、発生した電力は工場内施設の運転に使用し、余剰分を売電している。熱供給に関しては、近隣の市有施設(体育館等)の冷暖房及び温水プール等の熱源として高温水を供給している。

このほか、平成12年2月にISO 14001の認証を、平成18年2月にOHSAS 18001の認証を取得し、環境保全活動及び労働安全衛生活動を推進しているほか、ストックマネジメントによる施設保全活動にも取り組んでいる。

なお、西部環境エネルギーセンターでは、高温・高圧のボイラーや高効率の蒸気タービン発電機を設置し、エネルギーの効率的回収に努めるほか、コミュニケーション機能を持った環境教育パソコンや太陽光発電などの省エネ設備を導入し、市民が見て学ぶことができる環境教育施設も整備されている。

表6 焼却施設（環境エネルギーセンター）一覧

名 称		西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
現 在 地		金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
竣 工		平成24年3月23日	平成3年3月29日
敷 地 面 積		10,020㎡	18,029㎡
延 床 面 積		14,779㎡	9,988㎡
建 設 費	建 設 費	13,253,370千円	7,309,627千円
	国 庫 補 助 金	4,615,695千円	1,206,249千円
	起 債	6,284,700千円	4,042,800千円
	一 般 財 源	830,953千円	2,060,578千円
	そ の 他	1,522,022千円	—
建 物	工 場 棟	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造、 地下1階、地上10階建	鉄筋鉄骨コンクリート造、地下2階、 地上5階建
	管 理 棟		鉄筋コンクリート造、2階建
	煙 突	外筒…鉄骨造・鋼板張、角型 内筒…鋼板製 59m	外筒…鉄筋コンクリート造、角型 内筒…鋼板製 59m
焼 却 炉	型 式	タクマ式全連続燃焼式ストーカ炉	三菱マルチン式全連続燃焼式ストーカ炉
	公 称 能 力	340 t / 日	250 t / 日
	基 数	170t/日×2基	125t/日×2基
公 害 防 止 設 備	集 じ ん 設 備	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.008g/㎡N（規制値0.04g/㎡N）	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.03g/㎡N（規制値0.08g/㎡N）
	有 害 ガ ス 除 去 装 置	乾式バグフィルター方式・触媒脱硝方式 SO _x 、HCl 各25ppm以下 NO _x 50ppm以下、 ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/㎡N以下	乾式バグフィルター方式 SO _x 、HCl各25ppm以下 ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/㎡N以下
	排 水 処 理 設 備	薬液処理後下水道へ放流	前処理後下水道へ放流
余 熱 利 用		廃熱ボイラーから発生する蒸気による自家発電（7,000kW）ほか、場外の体育施設等への熱源供給に加え、下水処理施設へ汚泥乾燥用蒸気を供給する。	廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電（3,000kW）など場内利用のほか、場外の体育施設等へ熱源を供給する

表 7 西部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算			備 考
				西部環境エネルギーセンター	西部衛生センター	売 電	
H 25	タービン発電機	246,497	45,569,240	10,950,310kWh	225,410kWh	34,393,520kWh	電気料金 9.84円/kWh
				(1)107,751千円	(2)2,218千円	(3)499,863千円	売 電 14.53円/kWh
	西部市民体育会館 及び憩いの家	3,153	—	重油換算 285k1 (ボイラー効率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg
				(4) 金額換算 23,575 千円			重油比重 0.83 重油価格 82.72円/㍑
	西部水質管理センター	7,474	—	重油換算 675k1 (ボイラー効率 0.8)			
				(5) 金額換算 55,836 千円			
	計	257,124	45,569,240	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	689,243 千円		
H 26	タービン発電機	255,115	47,171,010	10,743,069kWh	222,800kWh	36,205,141kWh	電気料金 9.04円/kWh
				(1)97,117千円	(2)2,014千円	(3)722,473千円	売 電 19.95円/kWh
	西部市民体育会館 及び憩いの家	2,366	—	重油換算 214k1 (ボイラー効率 0.8)			重油発熱量 41,868 kJ/kg
				(4) 金額換算 17,465 千円			重油比重 0.83 重油価格 81.61円/㍑
	西部水質管理センター	7,645	—	重油換算 691k1 (ボイラー効率 0.8)			
				(5) 金額換算 56,393 千円			
	計	265,126	47,171,010	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	895,462 千円		

(単価は消費税込)

表 8 東部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算			備 考
				東部環境エネルギーセンター	東部管理センター※	売 電	
H 25	タービン発電機	113,032	14,645,000	5,491,820kWh	263,268kWh	8,889,912kWh	電気料金 10.52円/kWh
				(1)57,774千円	(2)2,770千円	(3)68,893千円	売 電 7.74円/kWh
	鳴和台市民体育会館 及び 東部管理センター	4,571	—	重油換算 413k1 (ボイラー効率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg
				(4) 金額換算 34,163 千円			重油比重 0.83 重油価格 82.72円/㍑
	計	117,603	14,645,000	(1)+(2)+(3)+(4)	163,600 千円		
H 26	タービン発電機	120,247	15,447,090	5,496,306kWh	266,055kWh	9,684,729kWh	電気料金 11.24円/kWh
				(1)61,778千円	(2)2,990千円	(3)157,706千円	売 電 16.28kWh
	鳴和台市民体育会館 及び 東部管理センター	4,943	—	重油換算 447k1 (ボイラー効率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg
				(4) 金額換算 36,480 千円			重油比重 0.83 重油価格 81.61円/㍑
	計	125,190	15,447,090	(1)+(2)+(3)+(4)	258,954 千円		

(単価は消費税込)

※ 東部リサイクルプラザ含む

(4) 最終処分場

戸室新保埋立場は、市内から発生する廃棄物及びその処理残渣を最終処分するために、市中心部から東南の方向へ約 11 kmの山間部に開設した、この地域で3箇所目の最終処分場である。

当初は、平成6年4月から15年間で埋め立てを完了する計画であったが、可動式ごみ破碎機の導入やリサイクル施設の整備を行い、廃棄物の資源化・減量化に積極的に取り組んだこと、各種リサイクル法の施行や産業廃棄物の搬入規制を段階的に行ったことなどにより、廃棄物の受入量が減少した結果、平成33年度末まで使用できる見込みとなった。

当処分場は、準好気性埋立構造でシート遮水工法を採用し、浸出液による地下汚染を防いでいる。また、この浸出液は、処理能力3,000 m³/日の浸出液処理施設において高度処理による浄化を行い放流している。

埋め立ては、廃棄物3 mに対し50 cmの覆土を行うサンドイッチ方式により、害虫などが発生しないよう配慮しながら行うとともに、近年は、積極的に臭気対策に取り組んでいる。

廃棄物の搬入手数料は、トラックスケールを使用する従量制となっており、支払は現金のほか前払式証票（プリペイドカード）でも行えるようになっている。

このほか、埋め立てが完了した旧処分場については、跡地の整備を行い、平成15年4月から「戸室スポーツ広場」として市民に開放している。

表9 埋立場の概要

埋 立 場			
名 称	戸室新保埋立場 ※1	総 面 積	286,000㎡
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1	埋 立 面 積	180,000㎡
開 設 年 月	平成6年4月	埋 立 容 量	3,946,000㎡
埋 立 期 間	平成6年4月～34年3月（予定）	埋 立 工 法	サンドイッチ工法
建 設 費		8,369,539千円	
浸 出 液 処 理 施 設			
名 称	浸出液処理施設（第1）	名 称	浸出液処理施設（第2）※2
所 在 地	金沢市清水町イ56番地	所 在 地	金沢市戸室新保ト62番地
開 設 年 月 日	昭和59年8月	開 設 年 月	平成6年4月
処 理 方 法	活性汚泥法＋高度処理	処 理 方 法	接触ばっ気＋高度処理
処 理 能 力	平均1,800㎡/日	処 理 能 力	平均1,200㎡/日
建 設 費	1,600,702千円	建 設 費	2,031,897千円
工 期（※1・※2）			平成3年12月～平成6年3月
建 設 費 （※1・※2）	総 事 業 費		10,401,436千円
	国 庫 補 助 金		1,571,920千円
	県 補 助 金		300,000千円
	市 債		6,810,300千円
	一 般 財 源		1,719,216千円

(5) し尿処理場

市内から発生する生し尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理場として、平成7年から西部衛生センターを開設している。

西部衛生センターでは、隣接するごみ焼却施設（西部環境エネルギーセンター）と下水道終末処理施設（西部水質管理センター）との一体的かつ有機的な連携を保つことで、次の特徴を備えている。

① 焼却施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥に含まれているし渣を脱水後、ごみ焼却施設にて焼却処分をし、また、ごみ焼却施設で発電される余剰電力を、し尿処理施設の運転に利用している。

② 下水道終末処理施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥の処理水の二次処理と、余剰汚泥の脱水などの汚泥処理を下水道終末処理施設にて行い、施設のコンパクト化を実現している。

また、地下水の汲み上げによる地盤沈下に配慮し、施設の希釈水は、下水道終末処理施設の処理水を再利用している。

以上のような特徴から、施設の維持管理の容易性や経済性などの面において効率化が図られている。

表10 西部衛生センターの施設概要

所	在	地	金沢市東力町ハ3番地1
竣		工	平成7年10月31日
敷	地	面	積
			2,469.37㎡
延	床	面	積
			1,693.30㎡
処	理	方	式
			固液分離処理方式
処	理	能	力
			195kℓ/日 (生し尿35kℓ/日 浄化槽汚泥160kℓ/日)
建	設	費	1,968,248千円

(6) 公衆便所（環境局が維持管理しているもの）

名 称	所 在 地	構 造	建築面積	型 式
新橋詰 公衆便所	金沢市千日町	煉瓦造平屋	6.28㎡	水洗

3. 車 両

本市では、68台の収集車両により、ごみの直営収集を行っている。収集車両の購入にあたっては、衛生面や収集職員の安全面を考慮し、機械車を積極的に導入しており、現在では全収集車両中89%が機械車となっている。

また、平成13年度からは、収集車両の更新にあわせて環境にやさしい天然ガス（CNG）車を導入し、平成24年度には、平ボデーダンプ車にバイオディーゼル燃料（BDF）の給油による走行を試行している。

表11 ごみ収集車保有状況

（単位：台）

車 種			西部管理 センター	東部管理 センター	合 計
容 積	最大積載量				
機 械 車	6 m ³	2.1～2.4 t	17	16	33
	4 m ³	2.00 t	14	13	27
平ボデーダンプ車		2.00 t (ロング)	1	1	2
		2.00 t (ショート)	3	3	6
合 計			35	33	68

平成27年4月現在

第5章 ごみ処理

1. ごみの収集・運搬

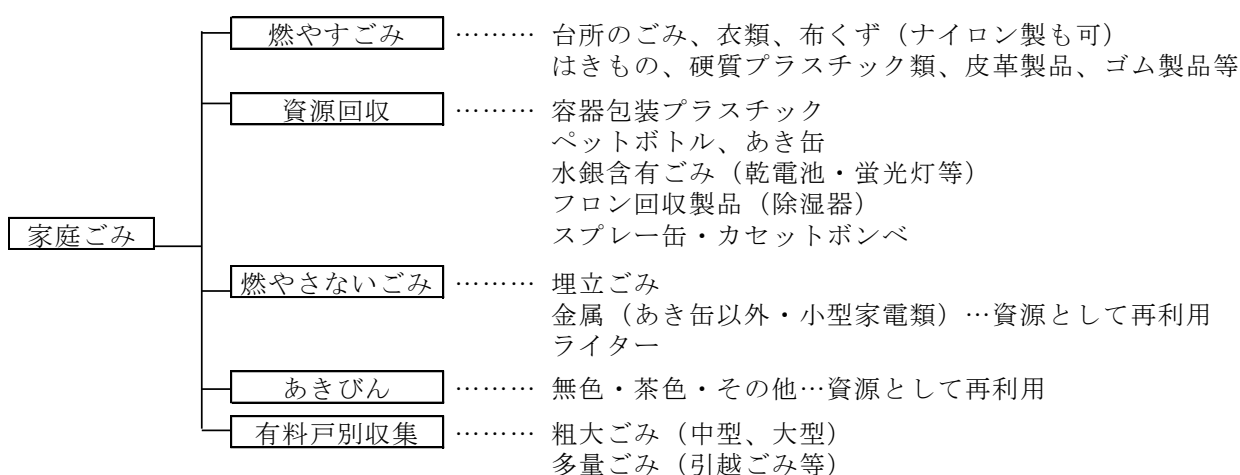
(1) ごみの区分及び収集

本市では、分別収集の徹底とごみの資源化を推進するため、半透明ごみ袋の導入、排出指導・禁止シールによるルール違反ごみの指導、資源化推進モデル地区の設置と地区数の拡大、市民への説明会、早朝収集の見直し等を実施してきた。

平成11年度からは、可燃ごみを週2回、埋立ごみ・金属類を月1回、ペットボトル・缶を月2回、びんを月1回、それぞれステーション方式で収集する体制に変更し、平成13年度からは容器包装プラスチックも、月2回、ステーション方式による資源回収とした。

平成15年7月からは粗大ごみの一部を有料戸別収集に変更し、ごみの発生抑制・再使用・再資源化を推進している。

また、平成24年4月からは、西部環境エネルギーセンターの新設に伴い、埋立ごみであった硬質プラスチック類、皮革製品、ゴム製品を燃やすごみに変更するとともに、小型家電リサイクル法の施行に先がけ、レアメタルの資源化を推進するため、小型家電類を金属ごみとして収集することとした。



資源回収の実施状況

1. 8 0 ビ ン	昭和45年度から回収 平成8年度から酒販店店頭回収に移行
金 属 類	昭和47年度から回収 平成5年度から金属をアルミ缶、スチール缶、その他金属に分別回収 平成11年度からあき缶、その他金属類に分類 平成24年度から小型家電類を回収
水銀含有ごみ あ き び ン	昭和59年度から回収 昭和60年2校下回収 昭和61年8校下回収（10校下） 昭和62年14校下回収（24校下） 昭和63年16校下回収（40校下） 平成元年15校下回収（55校下） 平成2年12校下回収（全市域）
ペットボトル	平成9年10月2校下モデル回収 平成10年4月2校下モデル回収 平成11年4月全市域回収
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	平成12年4月4校下モデル回収 平成13年4月全市域回収

(2) ごみステーション

本市におけるごみステーションは、各町会やアパート・マンションの管理人等が自主的に設置し管理することになっており、その設置基準はおおむね燃やすごみは15世帯に1か所、燃やさないごみ及び資源ごみでは50世帯に1か所である。平成27年4月1日現在では、燃やすごみ8,815か所、燃やさないごみ3,145か所、資源ごみ2,974か所のステーションが設置されている。

なお、マンション等におけるごみステーションの設置については、建築確認中に事前協議を行うこととしている。

2. ごみの排出状況

本市におけるごみの排出状況は次のとおりである。

表12 家庭系ごみの排出量

(単位：t)

	燃やすごみ		燃やさないごみ 粗大・多量ごみ	資源回収 (水銀含有製品を除く)	水銀含有 製品	合 計
	市収集	自己搬入				
22 年 度	81,027	59	6,851	11,592	152	99,681
23 年 度	82,253	68	6,999	11,436	144	100,900
24 年 度	85,872	83	4,910	10,639	144	101,648
25 年 度	86,076	104	4,722	9,628	136	100,666
26 年 度	86,280	109	3,813	9,150	130	99,482

表13 事業系ごみの排出量

(単位：t)

	燃やすごみ			埋立ごみ			資源化 ごみ	合 計
	金沢市処理		民間処理	金沢市処分		民間処理		
	許可業者	自己搬入		許可業者	自己搬入			
22 年 度	48,862	830	710	4,004	23,108	10	4,366	81,890
23 年 度	48,876	728	591	4,052	23,700	7	5,559	83,513
24 年 度	49,274	726	670	3,851	21,052	22	4,256	79,851
25 年 度	50,566	758	653	4,531	21,413	3	4,016	81,940
26 年 度	51,903	832	459	4,378	20,666	12	3,427	81,677

- (注) 1. 許可業者収集量は事業系の一般廃棄物
 2. 埋立ごみの自己搬入は併せ処理可能な産業廃棄物を含む
 3. 20年度からペットボトルは産業廃棄物として扱われることにより、資源化ごみに含めず
 4. 埋立ごみの民間処理と資源化ごみは、「一般廃棄物処分状況報告書」及び「一般廃棄物許可業者別運搬量」等より推定

表14 公共系等その他ごみの排出量

(単位：t)

	下水汚泥		そ の 他	合 計
	焼 却	埋 立		
22 年 度	12,149	3,350	4,116	19,615
23 年 度	8,853	3,404	3,748	16,005
24 年 度	4,089	1,241	4,347	9,677
25 年 度	3,861	1,594	6,157	11,612
26 年 度	4,060	1,602	5,251	10,913

- (注) 1. 「その他」は側溝汚泥や災害廃棄物など

図3 ごみ排出量の推移

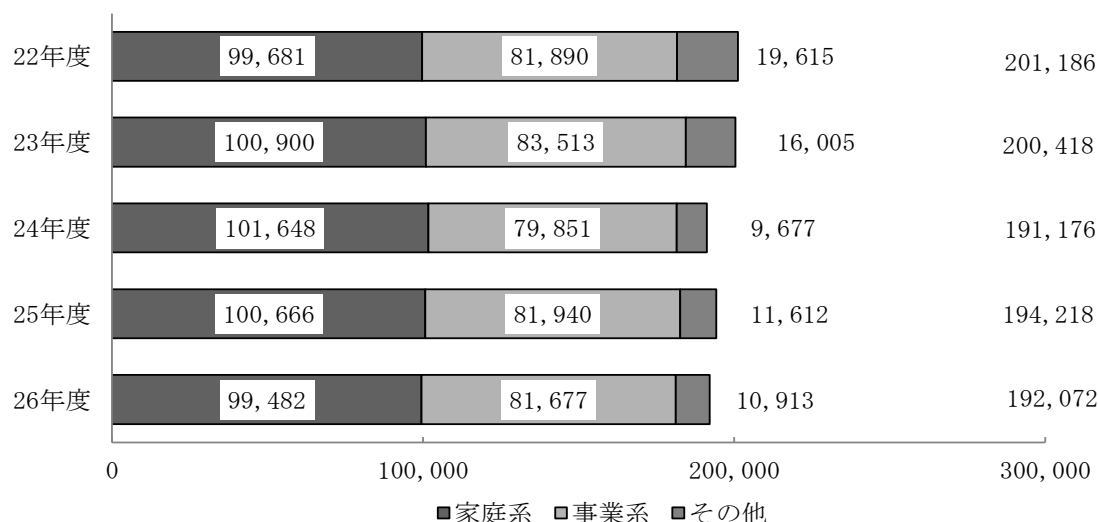


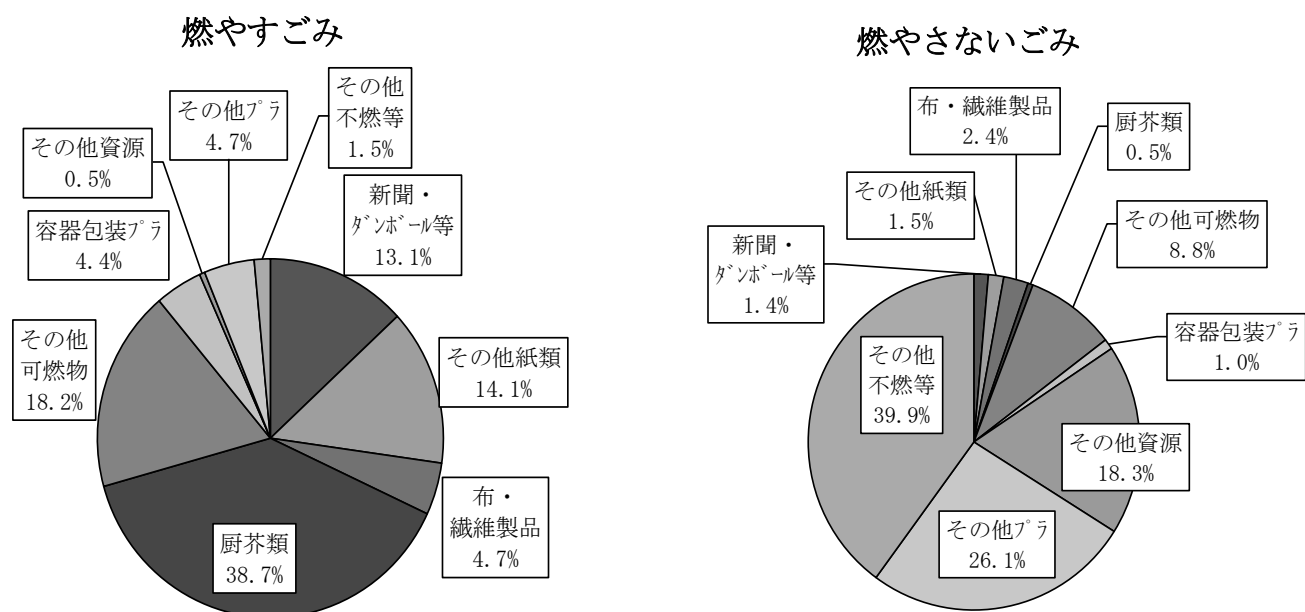
表15 家庭系ごみの市民1人当たりの排出量

	燃やすごみ		燃やさないごみ		資源回収	
	年 間 (kg)	日 量 (g)	年 間 (kg)	日 量 (g)	年 間 (kg)	日 量 (g)
22 年 度	175.3	480.4	14.8	40.6	25.4	69.6
23 年 度	177.9	487.3	15.1	41.4	25.0	68.5
24 年 度	185.4	508.1	10.6	29.0	23.3	63.7
25 年 度	185.8	509.1	10.2	27.9	21.1	57.7
26 年 度	186.0	509.6	8.2	22.5	20.0	54.7

(注) 1. 各年度10月1日現在の推計人口により算出

3. ごみの組成分析

図4 平成25年度家庭系ごみ分析結果（重量）



(注) 数字の単位未満を端数処理しているため、各項目の値の合計値が100%にならない場合がある。

4. ごみの処理・処分

本市におけるごみの処理・処分状況は次のとおりである。

- ① 燃やすごみは、東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターで全量焼却処理している。
- ② 家庭系の燃やさないごみは、戸室リサイクルプラザで破碎、選別し、破碎可燃物は焼却処理、破碎不燃物は埋立処分している。また、事業系の燃やさないごみは、埋立処分している。
- ③ 資源回収品目のうち、金属類・カレットは再生業者に、ペットボトル・プラスチック成型品は指定法人にそれぞれ引き取ってもらい、再資源化を図っている。
- ④ 資源回収品目のうち、水銀含有製品は、市内の許可業者へ処理を委託している。

表16 焼却処理量

(単位：t)

	家庭系	事業系	その他	合計
22年度	81,086	49,692	19,908	150,686
23年度	82,321	49,604	16,220	148,145
24年度	85,955	47,000	12,042	144,997
25年度	86,180	51,324	13,447	150,951
26年度	86,389	52,735	13,782	152,906

(注) 1. 「その他」は下水道汚泥等、破碎木くずなど

表17 埋立処分量

(単位：t)

	搬入量					搬出量	埋立処分量
	家庭系	事業系	焼却残渣	その他	合計	破碎木くず等	
22年度	7,154	27,112	17,133	6,655	58,054	6,849	51,205
23年度	7,364	27,752	17,031	6,307	58,454	6,446	52,008
24年度	5,392	24,903	17,001	4,779	52,074	7,103	44,972
25年度	5,220	25,944	16,861	6,975	55,000	8,782	46,218
26年度	4,142	25,044	17,607	5,690	52,483	8,533	43,950

- (注) 1. 「事業系」は併せ処分可能な産業廃棄物を含む
 2. 「その他」は下水道汚泥などの公共ごみ

図5 埋立処分量の推移

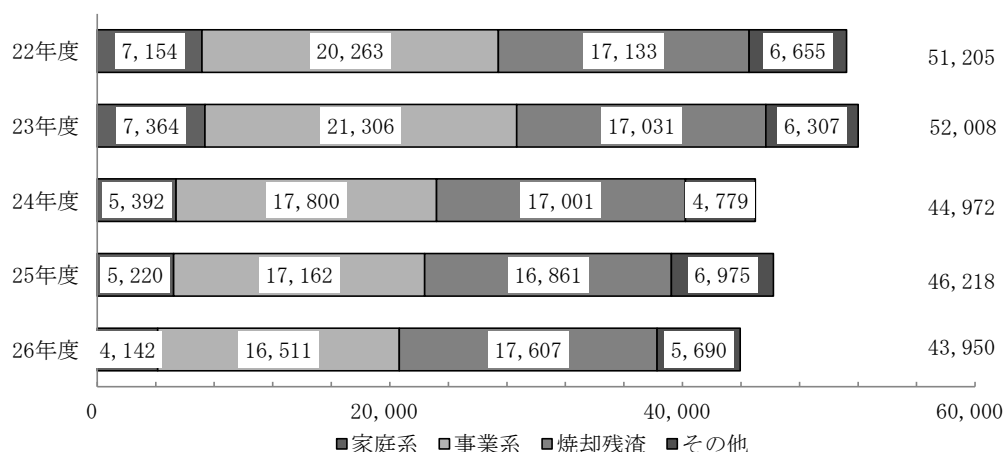


表18 資源化量（家庭系）

（単位：t）

	カレット	金属類	ペットボトル	容器包装プラスチック	紙類	合計
22 年 度	2,435	2,257	1,043	5,519	338	11,592
23 年 度	2,471	2,120	1,004	5,490	351	11,436
24 年 度	2,351	2,511	1,011	4,446	320	10,639
25 年 度	2,351	2,320	987	3,677	293	9,628
26 年 度	2,263	2,634	926	3,053	274	9,150

表19 家庭系資源ごみの収集量と売上金・助成金の推移

	カレット (kg)	金 属 類 (kg)	ペットボトル (kg)	売上収入 (円)	助 成 金 (円)
22 年 度	2,339,740	2,070,890	1,011,370	139,695,699	22,653,547
23 年 度	2,369,040	1,916,640	971,630	131,407,585	22,136,070
24 年 度	2,242,421	2,233,232	967,971	120,671,854	22,567,685
25 年 度	2,241,400	2,034,240	953,320	143,568,999	21,767,831
26 年 度	2,135,930	2,355,381	893,051	170,805,037	22,055,926

（注） 1. 金属類にはアルミ・スチール缶、その他金属を含む

2. 売上収入は一般会計の歳入に計上し、別途資源回収奨励金として校下（地区）に交付

表20 水銀含有製品の回収量

（単位：t）

	乾 電 池	蛍 光 灯	合 計
22 年 度	77	75	152
23 年 度	74	70	144
24 年 度	75	69	144
25 年 度	75	61	136
26 年 度	73	57	130

5. 側溝の清掃

本市では、快適な住環境の維持と公衆衛生の向上のため、毎年4月から6月にかけて市民の協力を得て、側溝のどろあげを実施している。

集められたどろは、翌日から市が順次回収を行っている。

表21 側溝汚泥収集量(単位:t)

22 年 度	1,854
23 年 度	1,793
24 年 度	1,844
25 年 度	1,797
26 年 度	1,862

6. 犬、猫等の死体処理件数

飼い犬、飼い猫等については一体につき2,400円（ペット専用炉で焼却する場合は一体につき5,600円）、飼い主が不明なものについては無料で市が収集処分している。

表22 犬、猫等の死体処理件数（単位：件）

	有 料	無 料	合 計
22 年 度	418	2,039	2,457
23 年 度	358	1,957	2,315
24 年 度	355	1,872	2,227
25 年 度	313	1,922	2,235
26 年 度	470	2,028	2,498

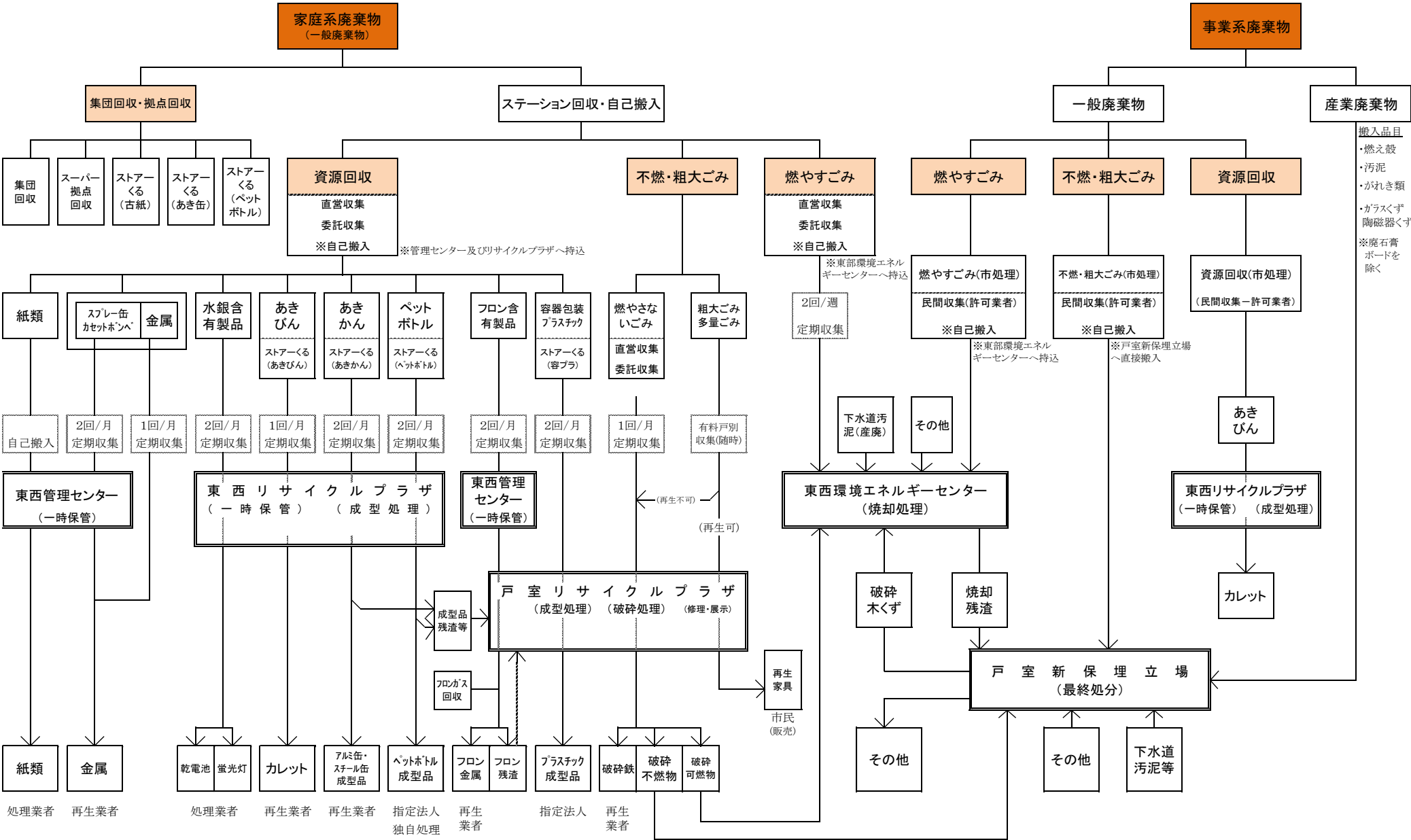
7. 不法投棄

山間部や海岸部における生活ごみ・廃タイヤ・廃家電・建設廃材等の不法投棄は、大規模なものは少ないが、小規模なものは依然として多い状況となっている。

不法投棄防止策としては、不法投棄の多い場所や投棄されやすい場所へ防止看板を設置するとともに、不法投棄防止対策員や不法投棄監視パトロール員による監視パトロールを継続的に行っている。また、不法投棄が多発する山間部や海岸周辺部に監視カメラを設置し、行為者の特定と不法投棄の抑制を図っている。監視パトロール等により発見された不法投棄物は早期に回収を行い、不法投棄した行為者が判明した場合は、警察に告発している。さらに、郵便事業株式会社、タクシー協会、運送業界及び森林組合その他関係機関の協力を得て「不法投棄防止ネットワーク会議」を開催し、連絡、監視体制の強化を図っている。

不法投棄防止の啓発活動としては、全国ごみ不法投棄監視ウィーク、環境月間、金沢市不法投棄防止強化月間において、「街頭キャンペーン」やパトロール活動を実施している。

図6 ごみ処理体系（金沢市処理分）



第6章 事業系廃棄物の処理

1. 事業系一般廃棄物

廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物を特定し、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としている。

一般廃棄物は、さらに事業系のものと家庭系のものに区分されている。

事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理計画に基づき、東部環境エネルギーセンター及び戸室新保埋立場への自己搬入や、一般廃棄物処理業の許可業者による収集運搬及び処分が行われている。

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可は除く)は現在20業者あり、許可業者が収集した燃やすごみについては、東部・西部環境エネルギーセンターへの搬入を認めている。

表23 金沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可は除く)

環 境 開 発 (株)	(株)デイリー・クリーン・サービス	藤 ビ ル メ ン テ ナ ン ス (株)
金 沢 市 清 掃 (株)	サ ン デ ッ ク (株)	(有)シマハタクリーンサービス
(株)北 陸 環 境 サ ー ビ ス	(株) 金 剛	(株)金 沢 環 境 サ ー ビ ス 公 社
(有) 北 伸 運 輸	三 恵 物 産 (株)	金沢中央市場クリーンサービス(株)
(株)ト ス マ ク ・ ア イ	(株)ウ エ イ ス ト 北 陸	上 昇 運 輸 (株)
(有) 北 商 事	(株)や ま と 商 事	ク リ ー ン ラ イ フ (株)
中 谷 商 事 (株)	(有)石 川 ク リ ー ン	

(平成27年4月1日現在)

2. 産業廃棄物

(1) 事業者による処理責任の原則

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物をいい、自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。また、処理を委託する場合には、委託基準に従い、産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託しなければならない。

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の処理においては、廃棄物の多量化・多様化に伴い、その適正な処理体制や減量化・資源化体制の確立が重要である。

市発注の公共工事については、「公共工事に係る廃棄物等処理計画届出書」の提出を元請負業者に義務づけ、多量に排出される建設廃材等の適正処理に努めている。

また、「金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱」を定め、処理施設の設置に関して関係地域住民等の意見を取り入れるなど、周辺的生活環境への影響を考慮した事前審査制度を設け、適切な指導を行っている。

3. 産業廃棄物処理業者

表24 産業廃棄物処理業

業種	区分	業 者 数	県 内		県 外	
			市 内	市 外	富山福井	その他
収 集 ・ 運 搬 業 者		65	30	7	8	20
収 集 ・ 運 搬 、 中 間 処 理 業 者		9	9	—	—	—
収 集 ・ 運 搬 、 最 終 処 分 業 者		—	—	—	—	—
収 集 ・ 運 搬 、 中 間 処 理 、 最 終 処 分 業 者		2	2	—	—	—
中 間 処 理 業 者		17	14	1	—	2
中 間 処 理 業 者 、 最 終 処 分 業 者		1	1	—	—	—
最 終 処 分 業 者		—	—	—	—	—
計		94	56	8	8	22

(平成27年4月1日現在)

表25 特別管理産業廃棄物処理業

業 種	区分	業 者 数	県 内		県 外	
			市 内	市 外	富山福井	その他
収 集 ・ 運 搬 業 者		16	3	—	3	10
収 集 ・ 運 搬 、 中 間 処 理 業 者		1	1	—	—	—
中 間 処 理 業 者		2	1	1	—	—
計		19	5	1	3	10

(平成27年4月1日現在)

4. 産業廃棄物処理状況

表26 市内における産業廃棄物の処分量(特別管理産業廃棄物を含む) (単位：t)

種別	中間処理						最終処分					
	2 3 年度		2 4 年度		2 5 年度		2 3 年度		2 4 年度		2 5 年度	
	項目	うち市内発生	項目	うち市内発生	項目	うち市内発生	項目	うち市内発生	項目	うち市内発生	項目	うち市内発生
燃 え が ら	288	288	317	17	175	9	7,513	1,618	14,767	8,720	17,523	13,020
汚 泥	9,157	2,199	115,442	102,616	84,426	75,050	22,593	956	27,531	6,960	28,312	10,968
廃 油	2,649	771	5,712	653	4,843	1,103	0	0	200	3	226	15
廃 酸	298	156	502	172	385	190	0	0	29	0	23	0
廃 ア ル カ リ	762	48	790	59	704	50	0	0	67	0	56	1
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	22,876	9,924	29,109	12,892	25,826	10,741	1,410	571	9,780	4,167	9,641	3,746
紙 く ず	2,294	1,065	4,113	1,789	4,447	1,625	1,279	1,101	576	113	319	93
木 く ず	20,045	13,745	41,852	26,910	46,377	25,680	1,368	1,110	2,187	1,122	1,576	486
織 維 く ず	1,158	398	942	411	1,362	614	1,323	1,117	192	56	170	53
動 植 物 性 残 さ	1,612	75	1,772	496	1,305	411	21	0	658	1	502	3
動 物 系 固 形 不 要 物	210	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 畜 の 死 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ム く ず	0	0	14	0	9	0	99	0	11	0	10	0
金 属 く ず	13,897	7,330	13,171	5,775	14,839	7,300	413	40	1,338	139	1,053	135
ガラスくず・陶磁器くず	125,282	52,618	10,562	4,997	17,467	9,103	1,856	140	10,972	4,426	8,890	4,672
が れ き 類	71,576	59,209	273,112	215,881	237,991	181,588	5,560	272	76,959	56,758	55,607	42,506
鋳 さ い	14	0	15	0	9	0	2,071	55	2,272	24	1,074	11
ば い じ ん	175	0	171	0	134	0	2,272	766	2,085	664	2,010	86
1 3 号 廃 棄 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感 染 性 廃 棄 物	0	0	2,810	1,366	1,668	733	0	0	0	0	77	0
合 計	272,293	148,036	500,406	374,034	441,967	314,197	47,778	7,746	149,624	83,153	127,069	75,795

参考資料：産業廃棄物の広域移動量調査票

5. 事業者、許可業者への立入調査

産業廃棄物の適正処理を期するため、産業廃棄物処理施設や最終処分場への随時立入調査を実施している。

表27 立入調査回数の内訳（平成26年度）

調 査 事 項	事 業 者	許 可 業 者	計
処 理 基 準 及 び 不 法 投 棄 調 査	141	8	149
最 終 処 分 場 の 調 査 ・ 指 導	—	18	18
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 等 の 調 査 ・ 指 導	5	59	64
そ の 他	—	4	4
計	146	89	235

6. 産業廃棄物処理施設

表28 産業廃棄物処理施設の設置数（平成27年4月1日現在、許可対象施設内）

調 査 事 項	事業者	許可業者	公共	計
廃プラスチック類の焼却施設	1	3	—	4
廃油の焼却施設	—	2	—	2
汚泥の焼却施設	—	2	—	2
その他の焼却施設	1	5	1	7
廃プラスチック類の破碎施設	—	14	—	14
木くず・がれき類の破碎施設	—	26	—	26
汚泥の脱水施設	2	1	1	4
汚泥の乾燥施設	—	—	—	—
安定型最終処分場	—	1	—	1
管理型最終処分場	—	2	—	2
計	4	56	2	62

第7章 し尿処理

1. 概 要

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者である(株)金沢環境サービス公社が行っており、汲取料金の改定は、公共料金としての性質から、金沢市廃棄物総合対策審議会に諮り行われている。

収集量については、近年の下水道普及に伴い、し尿汲取戸数と浄化槽設置基数はともに減少傾向にある。

表29 し尿収集量の推移 (単位：kl)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
22 年 度	2,322	13,692	16,014
23 年 度	2,275	13,040	15,315
24 年 度	2,084	10,496	12,580
25 年 度	2,050	11,163	13,213
26 年 度	1,944	9,686	11,630

表30 し尿汲取戸数および浄化槽設置基数の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
汲 取 戸 数	1,768	1,694	1,610	1,585	1,525	1,513
浄化槽設置基数	11,618	10,968	10,461	9,406	8,896	8,276

(調査期日 毎年4月1日 資料提供(株)金沢環境サービス公社及び金沢市環境局環境指導課)

表31 し尿汲取料金

一 般 汲 取	10ℓ当り	79.00円
特 殊 汲 取	10ℓ当り	99.40円

(注) 平成10年4月1日改定

※特殊汲取とは40m以上のロングホース使用の場合、または終末処理場まで10km以上の場合をいう

※上記単価により算出された料金に消費税を乗じて得た額を加算する

2. 株式会社金沢環境サービス公社

所 在 地 金沢市御影町23番10号

設 立 昭和36年4月13日

資 本 金 2,000万円(金沢市200万円出資)株主24人 4,000株

営業年度 毎年4月1日から翌年3月末まで 決算年1回

営業種目 一般廃棄物の収集・運搬、公共下水道管渠の清掃、浄化槽維持管理・清掃、産業廃棄物の収集・運搬、計量証明事業及び作業環境測定分析業務

収集車両 一般し尿汲取車、浄化槽汚泥汲取車 計12台

第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及、広報等

1. 概 要

清掃行政は市民生活に最も密着した行政部門であり、行政と市民等が一体となって円滑に事業を遂行していく必要がある。

本市では、ごみの出し方等について積極的にPRを行い、市民や事業者のごみに対する意識啓発を図っているほか、ごみの減量化・資源化活動に対しても様々な支援を行っている。

2. 3R意識の普及

毎年10月は「3R推進月間」として「リデュース（ごみを減らそう）、リユース（繰り返し使おう）、リサイクル（再び資源として利用しよう）」を普及啓発するため、全国的に各種の行事、運動が展開されており、金沢市においても、リデュースに主眼をおいた「もったいないフェスタ金沢」を実施してきた（平成22年度から、3Rの推進に加え、温暖化防止への意識向上を図ることを目的とした「かなざわエコフェスタ」として開催）。

本市においては、長年にわたり良好な地域環境の維持及び美化活動に尽力し、顕著な功績のあった個人・団体等を表彰しその功績をたたえている。平成21年度からは、「金沢市環境美化推進功労者表彰」を廃止し、「いいね金沢環境活動賞・地域美化の部」として表彰することとした。また、これまでの「金沢市優良廃棄物排出事業者表彰」も廃止し、「いいね金沢環境活動賞・環境保全の部」での表彰に変更した。

平成22年度には、市民との協働事業として、市民目線の3Rハンドブック「金沢もったいないじい〜典」を作成し、平成23年度にはNPOと協働して「金沢産ダンボールコンポストの素」を開発した。

平成25年度には、ダンボールコンポストや電気式ごみ処理機でできた堆肥をJAほがらか村で回収して生ごみを減量化する、生ごみリサイクル循環システム「ベジタくる〜ん」を開始し、回収した堆肥は市民農園等で活用して花や野菜をつくり、市民に還元することとした。

また、これまで児童を対象として開催していた「かべ新聞コンクール」を平成25年度から「ポスターコンクール」に変更し、より多くの子どもの環境への理解と関心を高め、優秀作品については表彰を行うとともに市内で展示し、市民に対し、ごみ・環境に関する意識の啓発を図ることとした。

さらに、生ごみの減量化を推進するため、金沢市校下婦人会連絡協議会と協働で、各校下でダンボールコンポスト講座を開催し、ダンボールコンポストの普及促進を図っている。

そのほか、戸室リサイクルプラザのプラザ棟においては、平成21年度から、新たに子どもの成長と共に短期間で不用となる育児用品を繰り返し使う子育て応援リユース市を開催するなど、循環型社会の形成に向けた環境学習施設として環境情報コーナーや多彩な講座を行うエコライフ工房などを設け、3R推進の普及・啓発を図っている。また、平成22年12月から、家具の他にゴミステーションに出された自転車を再生し販売している。

表32 平成26年度いいね金沢環境活動賞（地域美化の部）表彰者

個人の部

受賞者	地区(校下)名
安藤 登	長土塀
堅田 外司子	薬師谷
坪内 ヒデ子	諸江
天内 清美	大浦

団体の部

受賞者	地区(校下)名
内川里山CSR	
三交会	小立野
西金沢四丁目町会	西南部
三構町会	芳斉
三口新町本町会	崎浦

表33 平成26年度金沢3R促進ポスターコンクール入賞者一覧

小学校中学年の部

賞	学校名	学年	氏名
最優秀賞	森山町	4年	笹川 夏帆
優秀賞	森山町	4年	台蔵 優紀
優秀賞	森山町	4年	会見 実優
佳作	森山町	4年	渡辺 小春
佳作	森山町	4年	屋鋪 詩歩
佳作	長田町	4年	藤田 梁生
佳作	森山町	4年	越野 峻広
佳作	森山町	4年	末盛 叶翔
佳作	長田町	4年	三上 稜真
入選	森山町	4年	岩本 周也
入選	夕日寺	4年	井川 杏咲
入選	森山町	4年	横山 遥愛
入選	長田町	4年	竹内 汐里
入選	森山町	4年	山峰 あかり
入選	森山町	4年	田丸 晴基
入選	長田町	4年	上出 和輝
入選	森山町	4年	木村 荘太
入選	長田町	4年	松浦 輝
入選	田上	4年	高橋 璃宮
入選	長田町	4年	大石 慎之介
入選	森山町	4年	朝倉 一登

小学校高学年の部

賞	学校名	学年	氏名
最優秀賞	田上	6年	深田 哲史
優秀賞	大徳	6年	大江 知聡
佳作	中央	6年	皆川 真里奈
佳作	中央	6年	浅井 理名
佳作	中央	6年	北 真衣子
入選	中央	6年	藤村 明日香
入選	中央	6年	柴田 梨帆
入選	中央	6年	植田 遥稀
入選	中央	5年	中村 志保
入選	中央	6年	長原 舞桜
入選	中央	6年	川崎 梨乃
入選	中央	6年	谷口 明都
入選	中央	6年	本多 美咲子
入選	中央	6年	鶴見 悠人
入選	中央	6年	遠藤 愛実
入選	中央	6年	金田 あかり
入選	田上	6年	林 稜太
入選	中央	6年	佐伯 佳苗

3. 広報等

(1) 説明会および現地指導の実施

各地域で発生するごみ問題に対して、休日や夜間に説明会を開催して問題の解決と協力の要請に努める一方、ごみの分別排出等についても早朝に現地指導しながら啓発している。

特に平成23年度末には、平成24年度からのごみの分別変更にかかる説明会を、町会を中心に行った。

(2) 広報活動

市広報を利用してごみの出し方等について市民に周知するとともに、「家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布してごみの減量化、資源化の大切さをPRしている。また、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、事業計画、調査結果等の情報を提供するとともに、自主取材についても積極的に協力し、広く市民に周知するよう努めている。

4. 減量化活動への支援

(1) 生ごみ減量化に対する支援

家庭でのごみ減量化を支援するために、平成5年度から家庭用コンポスト容器の購入者について補助金を交付していた。（販売価格の2分の1 限度額3,000円 1世帯2個まで 平成16年度末をもって廃止）

また、平成11年度に電気式生ごみ処理機器の購入費についても補助制度を創設し、平成12年度から補助額を増額した。（販売価格の3分の1 限度額20,000円 1世帯1台まで）

表34 生ごみ減量化機器の助成実績 (単位：個)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生ごみ処理機器	75	41	35	41	23

(2) 集団回収に対する支援

P T A等で行われる資源ごみの集団回収に対しては、リサイクル車2台（軽四トラック）の貸し出しを行っている。

7年度から集団回収助成制度を開始し、環境教育の一環として集団回収を実施する団体（小中学校のP T A・育友会及びこども会連合会、金沢市校下婦人会連絡協議会、町会、保育所及び幼稚園の保護者会）を登録し、この登録団体に対して2円/kgの助成を行っている。

(平成27年4月1日現在：登録団体117団体)

表35 集団回収の実績 (単位：t)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
集 団 回 収 量	7,412	7,008	6,186	5,522	4,982

(3) 婦人会の活動に対する支援

各地区の女性会・婦人会ではごみの分別推進や水切り運動など活発な運動を展開しているが、このごみ減量化運動の一層の推進を図るため、金沢市校下婦人会連絡協議会に対し補助金を交付してその活動を支援している。

5. 地域の美化

公共の場所における空き缶等のごみの散乱は、地域環境の美観を損なうものである。このため、本市では空き缶等投棄防止用看板の設置や飲食物等の販売者に対する回収容器の設置指導を行っている。また、百万石まつりなどのイベントにおいて「ごみ持ち帰り袋」を配布し、マナーの向上を呼びかけているほか、地元住民の協力を得て金石及び大野の海岸の清掃を行っている。

6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進

①金沢市廃棄物総合対策審議会

本市には市長の諮問に応じて廃棄物全般にわたって審議する機関として「金沢市廃棄物総合対策審議会」が設置されている。この審議会は、知識経験者、市民団体代表者、関係行政機関、公募の市民など15名以内で構成され、委員の任期は2年となっている。平成26年度には、3回開催している。

②廃棄物対策推進員

市民の参加と協力のもと本市の廃棄物行政を円滑に推進するため、地域住民とのパイプ役として「廃棄物対策推進員」を委嘱している。現在124名の推進員が活動しており、地域での美化活動の推進や本市への意見等の情報提供を行っている。

廃棄物処理手数料の推移

年度 手数料の種類		昭和43年 ～46年	昭和47年 ～48年	昭和49年 ～52年	昭和53年 ～55年	昭和56年 ～58年	昭和59年 ～60年	昭和61年	昭和62年 ～63年	平成元年	平成2年 ～3年	平成4年 ～5年	平成6年 ～7年	平成8年 ～11年	平成12年 ～15年6月	平成15年7月 ～16年3月	平成16年	平成17年 ～平成25年	平成26年
事業系一般廃棄物定期収集			3円/1kg	4円/1kg	6円/1kg	8円/1kg	10円/1kg		11円/1kg		13円/1kg	15円/1kg	18円/1kg	21円/1kg	廃 止				
事業系一般廃棄物臨時収集		8円/10kg	2t車1台 3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	15,000円		20,000円		25,000円	30,000円	33,000円	廃 止				
家庭系一般廃棄物臨時収集			多量ごみ2t車1台に つき1,500円※(1)	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円		5,000円		6,000円		8,000円	9,000円 (税込)	粗大ごみ(中型)1点につき 500円 粗大ごみ(大型)1点につき1,000円				
															多量ごみ1台につき9,400円(税込)			9,700円(税込)	
犬猫等小動物死体収集		1体につき 100円	300円			500円	1,000円			1,200円		1,300円	1,500円	2,000円	2,250円 (税抜)	2,300円 (税込)		2,400円(税込) ペット専用炉で処分 5,600円(税込)	
埋 立 場 搬 入	最大積載量 8t以上		1台あたり 1,500円	2,000円	5,000円	10,000円		12,500円		15,000円	2tを超える 400円/100kg	2tを超える 600円/100kg	2tを超える 700円/100kg	2tを超える 735円/100kg	2tを超える 945円/100kg	2tを超える 972円/100kg			
	4,000円				8,000円		10,000円		12,000円										
	" 5t以上8t未満			800円	1,000円		2,000円	3,000円	4,000円	5,500円	6,700円	500kgを超え 2t以下 300円/100kg	500kgを超え 2t以下 500円/100kg	500kgを超え 2t以下 600円/100kg	500kgを超え 2t以下 630円/100kg	500kgを超え 2t以下 840円/100kg	500kgを超え 2t以下 864円/100kg		
	" 2t以上5t未満			300円	500円	1,000円		1,500円	2,000円		2,500円	500kg以下 一律1,000円	500kg以下 一律1,200円	500kg以下一律 1,350円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,400円		
	" 1t未満								1,000円		1,200円								
焼 却 処 理	最大積載量 5t以上					2,000円	4,000円		6,000円		12,500円	60円/20 kg(許可 業者以外 は30円 /10kg)	80円/20kg(許 可業者以外は 40円/10kg)	100円/20kg (許可業者以外 は50円/10 kg)	120円/20kg(許可業者 以外は60円/10kg)	126円/20kg (許可業者以外 は63円/10 kg)	168円/20kg (許可業者以外 は84円/10 kg)	172円/20kg (許可業者以外は 86円/10kg)	
	" 2t以上5t未満					1,000円	2,000円		3,000円		7,500円								
	" 2t以上					500円	1,000円		1,500円		4,000円								
備 考			※(1)2t車 1/2台で 1,000円	埋立処分 開始		一般廃棄物 処理業者の搬入 を許可				消費税法 により消費 税相当額 を加算		焼却処理 について 従量制を 採用	埋立場搬入に ついて従量制 を採用	税率3%から 5%に引き上げ られた(9年度 より)	事業系直 営収集を 廃止	臨時収集 及び死体 収集は税 込に変更	消費税を含ん だ総額表記		税率5%から8%に 引き上げられた

金沢市清掃事業史年表

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
明治 14 年		金沢地区 4 箇所にて塵芥焼却がまを設置		
明治 22 年	4	金沢市制施行 ごみの全量焼却が困難となり、警察署が指定する「捨て場」へごみを投棄		
明治 33 年	4	汚物清除法を施行 茶臼、下本多町、備中町、長町にごみ集積場所を設置し、埋立処理を行う 収集・運搬は（合）清潔社と北陸農産肥料（合）が行ない、市は指導監督にあたる		し尿の肥料としての需要が農村で高まったことで、個人所有の公衆便所が市内に点在（レンガ造り、市内 21 ヶ所）
明治 38 年		日露戦争により肥料が高騰し、ごみ焼却灰の肥料としての需要が高まる 西御影町、上本多町、手水町、桜町、長田町の私設焼却場を買収し、収集・処理業務を市の直営事業とする		
大正 15 年	4	ごみ運搬自動車を 2,200 円で購入、桜町焼却場に配備 市内を 5 等級に分類し、裏通りを 3 日に 1 回、大通りを 2 日に 1 回、ごみ運搬自動車により収集、他の地域は荷車で適宜収集		
昭和 2 年		ごみ運搬自動車を 1 台追加購入し、全市内を 2 台の自動車と 50 台の荷車で収集する		
昭和 3 年	10	泉ごみ焼却場完成		
昭和 11 年		鳴和ごみ焼却場完成		この頃、農民が荷車で市内のし尿を汲み取り、米・野菜等で謝礼を支払っていた
昭和 12 年	3	金石ごみ焼却場完成		
昭和 20 年 ～ 昭和 25 年		衛生課を衛生部に昇格し、清掃課を新設		化学肥料の普及につれて、し尿汲み取りが減少以降、農民に代価を支払い、汲み取りを依頼する傾向になる
昭和 27 年 ～ 昭和 28 年		長田、太郎田、桜町のごみ焼却場を廃止 市内のごみ処理は、鳴和焼却場及び金石焼却場での焼却処分と、玉鉾町での処分となる		汚物取扱い業者の出現
昭和 29 年		清掃法を施行 清掃用自動車を 10 台に増車し、荷車・リヤカーによる収集作業をすべて自動車による作業に切り替え		汚物取扱い業者が 15 業者に増加
昭和 31 年			6	バキューム車を 2 台購入し、市の施設の汲み取りを直営収集により開始
昭和 32 年		糸田町に清掃作業基地（現西部管理センター）を設置	8	汚物取扱い業者が 24 業者となり、過当競争に伴う非衛生的な取扱いや不法投棄が社会問題化したため、事業の適正運営を図るうち 18 業者の参加により北国衛生（株）を設立（残り 6 業者は営業権を譲渡し廃業）
昭和 33 年			10	東力町に第 1 し尿処理場を開設（処理能力 135kl/日）
昭和 34 年			10 12	し尿処理審議委員会を設置 （し尿処理の円滑な運営を期するため必要な事項を調査・審議し、市長に具申する諮問機関） し尿処理審議委員会より本市のし尿処理の方法について、次の答申を受ける 1. 営利目的とせず、公共性を強化する 2. 能率の向上とサービスの徹底を図る 3. し尿汲取量の正確な軽量と料金引下げを図る 4. 上記目的達成のため、市と北国衛生㈱で公共性の格の組織を設立し、経営の万全を記す
昭和 36 年	2	市民の要望により 10 日～2 週間に 1 回の収集を週 1 回を基本とする体制に変更し、併せて、清掃能力を強化するため、ごみ収集手数料の徴収を開始 ごみ収集手数料の徴収について、1,595 人の署名による異議申立てがあったが、市議会で却下される 清掃手数料賦課取消し訴訟が提起される	3	北国衛生㈱とし尿処理の公共性確保に関する契約を締結し、公社の設立を進める 1. 市が公社に出資 2. 市側の代表として市から取締役、監査役を派遣し、公社の運営に参加させる 3. 汲取計画、汲取料金は市長の指示により決定

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
		東力町にごみ焼却場を開設(焼却能力 100t/日)	4	4. 公社は能率の向上と市民のサービス向上に努力 (株)金沢市衛生公社を設立 資本金 2,000 万円(うち、市出資金 350 万円) 市側より取締役、監査役を派遣 市の施設の汲取を公社に委託し、直営汲取を廃止
昭和 41 年	1 7	金沢地方裁判所は「市が手数料を徴収するのは違法ではない」とし、原告側の請求を却下したが、市長は「金沢市の清掃手数料は 41 年度から廃止する」と発表し、4 月から清掃手数料廃止が決定 田上ごみ埋立場を開設(総面積 58,869 m ²)		
昭和 43 年		東部清掃工場を開設(准連続高温機械炉 焼却能力 150t/日) 東力焼却場を西部清掃工場と改称	4 11	し尿浄化槽維持管理業を許可制とする し尿汲取手数料を改定
昭和 44 年	10 12	モデル地区として 4 校下を対象に、粗大ごみ、不燃物中の金属類の分別収集を開始 鳴和に東部清掃作業所(現東部管理センター)を建設	1 4 10	公社への 400 万円の出資金を追加(市出資金 750 万円) 公社の体質改善のため社外重役 14 人が退職し、合理化を促進 市より公社へ体質改善資金充当のため、1,897 万円を貸付け
昭和 45 年		メインストリート 10 路線の早朝収集を開始 粗大ごみ・不燃物中の 1.8l びんの分別収集を開始		
昭和 46 年	4	市内全域について普通ごみの週 2 回収集を実施 (粗大ごみ・不燃物は毎月 1 回ステーション収集)	4 6	し尿汲取手数料を改定 し尿処理槽の抜取り、清掃料金ならびに維持管理料金を改定 伏見川衛生処理場(第 1 し尿処理場)を改築 (処理能力 265kl/日)
昭和 47 年	4	西部清掃工場を改築(圧縮方式 処理能力 10t/時間) 粗大ごみ・不燃物中の金属類の分別収集を開始 ごみ収集手数料を改定		
昭和 48 年			8	伏見川衛生処理場(第 2 し尿処理場)を改築 (処理能力 400kl/日) し尿汲取手数料を改定
昭和 49 年	3 4	第一期戸室新保埋立場を開設 (総面積 161,000 m ² 埋立容量 4,000,000m ³) ごみ収集手数料を改定 戸室新保埋立場に破碎処理施設を開設	11	し尿汲取手数料を改定
昭和 50 年	4	金沢市校下婦人会連絡協議会へ再生資源の集団回収を委託	3 11	昭和 49 年度末決算による欠損補填のため、公社は別途積立金 500 万円をとりくずし、市は 1,960 万円を助成 し尿汲取手数料を改定
昭和 52 年			11	し尿汲取手数料
昭和 53 年	4	ごみ収集手数料を改定		
昭和 54 年	7	千坂校下にモデル地区を設け、紙類、布類、金属類、ガラス類(空きビン、カレット)の分別収集を実施		
昭和 55 年	10	西部清掃工場を改築(焼却能力 350t/日) 山間部の未収集地域を解消し、市内全域でのごみ収集業務を開始	3	し尿処理審議委員会より公社の今後の対応策について答申 (下水道関連業務の公社への委託を推進)
昭和 56 年	3 4 6 9	西部管理センターを改築 金沢市廃棄物処理審議委員会を設置 (廃棄物処理に必要な事項を審議し、市長に具申する諮問機関としてし尿処理審議委員会を発展的に解消) ごみ収集手数料を改定 一般廃棄物処理業者の西部清掃工場搬入を認め、普通ごみの全量焼却を実施 許可業者搬入手数を設定 第二期戸室新保埋立場を着工	12	伏見川衛生処理場の第 1 し尿処理場を廃止 第 2 し尿処理場を改築し、第 1 処理凍結融解処理 145kl/日と第 2 処理 263kl/日 (処理能力合計 408kl/日)
昭和 57 年	3 3	西部管理センター車庫棟を改築 戸室新保埋立場破碎機を廃止し、ごみ破碎転圧車(コンパクター)を導入		

年	月	ご	み	関	係	月	し	尿	関	係
昭和 58 年						4	し尿汲取手数料を改定 近江町公衆便所を設置(建物面積 20.25 ㎡)			
昭和 59 年	1	第二期戸室新保埋立場を開設 (総面積 246,000 ㎡ 埋立容量 2,670,000m ³)								
	4	廃棄物処理手数料を改定 許可申請手数料を改定								
	6	水銀含有廃棄物の分別収集を開始								
	7	戸室新保埋立場浸出液処理施設を開設								
	9	「公共工事に係る廃棄物等処理計画届出書」を導入								
昭和 60 年	4	一般廃棄物処理業許可期間を 1 年とする 許可業者数(収集・運搬業者: 8 業者〔うち限定付き 2 業者〕、処分業者: 2 業者)				4	し尿収集・運搬業および清掃業の許可期間を 1 年とする 許可業者数 収集・運搬業者 1 業者 清掃業者 1 業者			
	6	一般廃棄物処理業者を拡大 許可業者数(収集・運搬業者: 14 業者〔うち限定付き 3 業者〕、処分業者: 2 業者) 資源回収モデル校下を指定(富樫校下)し、空きびんの回収を開始								
	7	市内 3 カ所に空き缶プレス機を設置								
	8	早朝収集コース 10 路線のうち 1 路線(近江町コース)を民間委託								
	11	資源回収モデル校下を 1 校下追加(夕日寺校下) 資源回収日を設定								
昭和 61 年	2	「廃棄物処理伝票」制度を導入								
	4	廃棄物処理手数料を改定								
	6	資源回収モデル校下を 8 校下追加(計 10 校下)								
昭和 62 年	3	カレット一時保管施設(ストックヤード)を竣工				2	金沢市廃棄物処理審議委員会より公社について答申 1. し尿処理業務における公共的関与の必要性 2. 下水道関連業務を委託拡充			
	4	廃棄物処理手数料を改定								
	6	資源回収モデル校下を 14 校下追加(計 24 校下)				5	浄化槽清掃業者 1 業者を新規追加 (許可業者数 2 業者)			
昭和 63 年	4	産業廃棄物処理業の新規許可期限を最長 5 年間に延長				4	し尿汲取手数料			
	6	資源回収モデル地区を資源回収推進地区に変更し、16 校下を追加(計 40 校下) 東部清掃工場建設に着手								
	7	民間埋立場の放流水水質分析業務を開始 第三期戸室新保埋立場適地調査及び用地測量を開始								
	10	普通ごみ収集をステーション方式に一本化								
平成元年	4	廃棄物処理手数料を改定 ※消費税法の施行に従い、消費税相当額(3%)を手数料に加算				6	消費税法の施行に従い、し尿汲取手数料に係る消費税相当額(3%)を手数料に加算			
	5	産業廃棄物処理業既存許可業者の期限付許可(最長 5 年)への切替事務を開始								
	6	資源回収推進地区に 15 校下を追加(計 55 校下) 第三期戸室新保埋立場建設基本計画策定に着手								
	8	戸室新保埋立場に 30t 級ごみ破砕転圧車(コンパクター)を導入								
平成 2 年	4	廃棄物処理手数料を改定				11	浄化槽清掃業者 1 業者となる			
	5	第三期戸室新保埋立場建設実施設計に着手								
	6	資源回収推進地区を 12 校下追加し、全市域で実施								
	8	環境衛生施設整備推進委員会を開催								
平成 3 年	2	ごみ問題懇話会を設置 東部管理センターを改築								

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
		4 東部清掃工場を改築(焼却能力 250t/日) 東部清掃工場稼働に伴う収集区域の見直しを実施 ごみモニターを設置(各校下2名) 第三期戸室新保埋立場建設工事に着手		
平成4年		4 廃棄物処理手数料改定 課所の一部を名称変更 施設管理課(旧 処理センター) 西部クリーンセンター(旧 西部清掃工場) 東部クリーンセンター(旧 東部清掃工場) 西部衛生センター(旧 伏見川衛生処理場) 東部クリーンセンターへの可熱ごみの自己搬入制度を開始 8 不法投棄連絡員を委嘱 9 西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手 10 戸室新保埋立場搬入に関する事前届出・申請制度を開始		
平成5年		4 「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を施行 金沢市廃棄物総合対策審議会(旧金沢市廃棄物処理審議委員会)及び廃棄物対策推進員(旧ごみモニター)を設置 6 コンポスト容器設置助成制度を開始		
平成6年		3 「金沢市ごみ処理基本計画」を策定 4 第三期戸室新保埋立場及び第二浸出液処理施設を開設 (総面積 180,000 m ² 埋立容量 3,946,000m ³) 半透明ごみ袋を導入 廃棄物処理手数料を改定 埋立処分手数料について車種別を廃し、従量制を導入	1	西部衛生センター建設工事に着手
平成7年		3 西部クリーンセンター基幹的改良工事の完了 4 集団回収登録団体に対する助成制度を創設 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱を施行 6 ごみ収集車の色彩デザインを変更 11 西部クリーンセンターで飛灰の薬剤処理を開始 茶色の1.8リットルびんの酒販店回収を実施	11	西部衛生センターを開設
平成8年		3 リサイクルハンドブックを作成 生ごみ堆肥化マニュアルを作成 リサイクルプラザ基本構想を策定 4 廃棄物処理手数料を改定 排出指導シール(イエローシール)、排出禁止シール(レッドシール)を導入 廃冷蔵庫、廃エアコンからのフロン回収を実施 西部クリーンセンターで隣接する下水道終末処理施設からパイプ輸送された下水汚泥の混焼を開始 資源化推進モデル地区を指定 10 「金沢リサイクルフェア'96」を開催(以降毎年開催)		
平成9年		4 「資源化推進モデル地区(16地区)」で月2回資源回収を実施 7月に4地区、10月に5地区を加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区として森山、三和校下を指定 古紙等回収業者に雑誌のみキロ当たり2円を助成		
平成10年		4 「資源化推進モデル地区(25地区)」に4月に3地区、7月に4地区、10月に5地区に加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区に西南部、戸板校下を追加 7 古紙等回収業者に雑誌のみキロ当たり3円を助成	4	し尿汲取手数料を改定
平成11年		3 西部リサイクルプラザを開設 4 全市域において、普通ごみは週2回、埋立ごみは月1回、金属類・ペットボトル月2回、びんを月1回に収集体制を変更		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 11 年	4 6 7	市内 10 地区においての普通ごみの委託収集を開始 資源回収奨励金を全品目キロあたり 4 円に変更 生ごみ処理機購入費補助制度を創設(限度額 3,000 円) 西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手 東部リサイクルプラザを開設		
平成 12 年	2 3 4 7	東部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得 「金沢市ごみ処理基本計画(第 2 期)」を策定 廃棄物処理手数料を改定 「容器包装リサイクル法」を完全施行 東部リサイクルプラザ内に金沢エコライフ工房を開設 委託収集地区に 4 校下を拡大(以降委託収集業務を毎年拡大) 生ごみ処理機購入費補助限度額を 20,000 円に増額 古紙回収業者に段ボールキロあたり 3 円を助成 容器包装プラスチックの分別収集モデル地区を設置	4	西部衛生センター業務の完全委託化を実施 委託職員 4 名
平成 13 年	4 10	「家電リサイクル法」を完全施行 金属類の収集を月 1 回に変更 容器包装プラスチックについては全市域で 2 実施(月 2 回)、圧縮梱包機の導入により資源化処理を開始 可動式破砕機を導入し、埋立場に搬入される木くずなどの焼却処分を開始 戸室リサイクルプラザの建設工事に着手		
平成 14 年	5 10	「建設リサイクル法」を施行 「金沢リサイクルフェア 2002」を「全国生涯学習フェスティバルまなびピア 2002in 金沢」と同時開催 金沢「ごみゼロ」ドットコムの利用を開始		
平成 15 年	2 7	西部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得 戸室リサイクルプラザの処理棟を開設 粗大ごみの一部有料戸別収集制度を開始 戸室リサイクルプラザを開設		
平成 16 年	4 7 8 11	戸室新保理立場浸出液処理施設の運転管理業務の完全委託化を実施 西部クリーンセンター新工場の環境影響評価に着手 東部クリーンセンター基幹的改良工事に着手 額谷町における産業廃棄物の保管基準違反に行政代執行を適用		
平成 17 年	3 4 7	コンポスト容器設置助成制度を廃止 「金沢市ごみ処理基本計画(第 3 期)」を策定 廃棄物処理手数料を改定 集団回収登録団体に校下婦人会・スポーツ少年団を追加 産業廃棄物の保管場所等の届出・報告を義務化 ごみ収集車両を活用した「安全・安心パトロール」を開始	4	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を 4 名から 3 名に削減
平成 18 年	2 3 5 8 10	東西クリーンセンターの OHSAS18001 認証を取得 西部クリーンセンター新工場基本計画を策定 次期埋立場の環境影響評価に着手 次期埋立場の基本・実施設計に着手 埋立場の産廃一部搬入規制を実施(紙くず、繊維くず) 「もったいないフェスタ」を開催		
平成 19 年	2 4 7	西部クリーンセンター新工場の環境影響評価完了 埋立場建設準備室を開設 浸出液処理施設の運転管理委託内容を見直し 委託職員を 4 名から 3 名に削減 廃棄物総合対策審議会の公募委員 2 名を委嘱	7	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を 3 名から 2 名に削減

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 20 年	1 4 7 9	埋立場の産廃一部搬入規制を実施（木くず・廃石膏ボード） 西部クリーンセンター新工場建設事務所を開設 平成 20 年 7 月 28 日発生豪雨災害による災害廃棄物を処理（埋め立て処分、木くずのリサイクル、家電リサイクルなど）	7 5 9	豪雨災害による災害廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）について金沢環境サービス公社により委託収集を実施
平成 21 年	3 4 9 10	西部クリーンセンター新工場の建設工事に着手 埋立場建設準備室を埋立場建設事務所に改組 家庭系廃棄物（再利用等の対象となるもの）の持ち去りを禁止（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正） 次期埋立場雨水調整池の整備工事に着手 「3R なんでもエコフェスタ」を開催	2	旧西部衛生センター凍結融解汚泥処理棟（西部防災備蓄倉庫に転用済）を解体
平成 22 年	2 3 10	「金沢 3R・エコ検定（初級編）」を実施 「金沢市ごみ処理基本計画（第 4 期）」を策定 「かなざわエコフェスタ 2010」を開催		
平成 23 年	2 4 10 10 9	「金沢 3R・エコ検定（初級編・中級編・小学生編）」を実施 再資源化に限定した一般廃棄物収集運搬業許可制度を新設 「かなざわエコフェスタ 2011」を開催 ごみ分別変更にかかる説明会を実施		
平成 24 年	3 4 6 9 10 12	西部クリーンセンター新工場の竣工（焼却能力 340 t/日） 施設の名称変更 西部環境エネルギーセンター（旧西部クリーンセンター） 東部環境エネルギーセンター（旧東部クリーンセンター） 家庭ごみの分別方法を一部変更 （硬質プラスチック等：埋立ごみ→燃やすごみ 小型家電類：埋立ごみ→金属） 西部環境エネルギーセンター旧工場の解体工事に着手 次期埋立場東側進入路周辺及び外周道路周辺（東工区）の造成工事に着手 「かなざわエコフェスタ 2012」を開催 本庁舎耐震化工事のため環境局を東力町の仮庁舎へ仮移転 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れを開始		
平成 25 年	7 9 10	資源ごみストアー拠点回収地点「ストアークる・ステーション」7 箇所設置 「かなざわエコフェスタ 2013」を開催 生ごみリサイクル循環システム「ベジタくるへん」開始 岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れ完了		
平成 26 年 平成 27 年	4 6 11 3	廃棄物処理手数料の改定（消費税率 5 % から 8 % に引き上げ）及びごみ処理券の券種の追加（ペット専用炉による焼却処分） 東部環境エネルギーセンター第 2 次基幹的改良工事に着手 「かなざわエコフェスタ 2014」を開催 「金沢市ごみ処理基本計画（第 5 期）」を策定		